

## 福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

平成27年3月11日（水曜日）午前9時開会

### 出席委員（7名）

委員 長 鈴木 紀	副委員 長 大野 恭 男
委 員 相馬 剛	委 員 齊藤 誠 之
委 員 櫻田 貴 久	委 員 高久 好 一
委 員 金子 哲 也	

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

保健福祉部長 兼 福祉事務所長	社会福祉課長
松 江 孝 一 郎	藤 田 恵 子
社会福祉課長 補 佐	社会福祉係長
池 澤 直 実	田 野 実
障害福祉係長	保 護 係 長
増 淵 剛	松 本 仁 一
子ども課長	子ども課長 補 佐 兼 保育係長
菊 地 富 士 夫	室 井 勉
保育係主査 （係長級）	児童家庭係長
菊 地 直 路	松 本 裕 之
子育て相談 センター所長	高齡福祉課長
茂 呂 京 子	大 武 利 幸
高齡福祉課長 補 佐 兼 介護管理係長	高齡福祉係長
荒 川 順 子	高 塩 浩 幸
介護認定係長	国保年金課長
岡 孝 子	稲 垣 昭 三 郎
国保年金係長	医療給付係長
北 井 京 子	星 す み 枝
健康増進課長 兼黒磯保健セ ンター所長兼 西那須野保健 センター所長	健康増進課長 補 佐 兼 健康増進係長
柳 崎 修 造	織 田 智 富
保健予防係長	健康増進係主 査（係長級）
黄 木 文 子	月 井 早 苗
健康増進係主 査（係長級）	健康増進係主 査（係長級）
村 越 邦 子	根 本 力 三

市民課長 鈴木 秀 男  
市民係長 戸 山 みどり

市民課長補佐 川 崎 幸 子  
兼戸籍係長

出席議会議務局職員

議事課長補佐 増 田 健 造  
兼議事調査  
係 長

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔保健福祉部〕

- ・保健福祉部長挨拶

〔健康増進課〕

予算審査

- ・議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 7号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算

〔市民課〕

予算審査

- ・議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

〔社会福祉課〕

- ・議案第28号 那須塩原市特定疾患患者見舞金支給条例の一部改正について
- ・議案第41号 第4期那須塩原市障害福祉計画について

予算審査

- ・議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

〔子ども課〕

- ・議案第16号 那須塩原市いじめ問題再調査委員会条例の制定について
- ・議案第17号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の制定について
- ・議案第29号 那須塩原市保育園条例の一部改正について
- ・議案第30号 那須塩原市発達支援保育審査会条例の一部改正について
- ・議案第42号 那須塩原市子ども・子育て未来プランについて
- ・議案第43号 那須塩原市子どもの権利に関する行動計画について

予算審査

- ・議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

〔高齢福祉課〕

- ・議案第31号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について
- ・議案第44号 第6期那須塩原市高齢者福祉計画について

予算審査

- ・議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 9号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計予算

〔国保年金課〕

- ・議案第32号 那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

予算審査

- ・議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 7号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第 8号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

4. その他

5. 散会

開会 午前 9時00分

#### 開会及び開議の宣告

鈴木委員長 改めて、皆さんおはようございます。

まずもって3月定例会福祉教育常任委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

また、きょうは皆さんご存じのとおり、東日本大震災の4年目を迎えるということに当たりまして、皆様の胸中にはいろいろな思いがあるのではないかなと思います。あわせて、きょうは2時46分に、亡くなられた方のご冥福ということと、ご祈念をさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。挨拶にかえさせていただきます。

それでは、今定例会における委員会の審査の方法について申し上げます。

審査は担当課ごとに行い、それぞれ常任委員会審査、予算常任委員会（第二分科会）の順に審査を行います。審査の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、付託案件が多いため、過日の協議会でお諮りしたとおり、9時から委員会を開始します。

本日は保健福祉部を審査し、明日12日は教育部を審査します。

今定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例案件10件、その他の案件7件でございます。請願・陳情はございません。予算常任委員会に付託された案件のうち、当第二分科会で審査すべき案件は、一般会計及び特別会計の予算案件4件でございます。

各委員には、自由闊達なご意見と慎重な審査をお願いするとともに、円滑な進行にご協力くださいますよう、重ねてお願いを申し上げます。

#### 保健福祉部の審査

鈴木委員長 それでは、保健福祉部の審査を始めます。

初めに、松江保健福祉部長からご挨拶を頂戴いたします。

松江保健福祉部長 （挨拶。）

鈴木委員長 ありがとうございます。

#### 健康増進課の審査

鈴木委員長 それでは、健康増進課について審査を行います。健康増進課所管の常任委員会に対する付託案件はございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

健康増進課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願い申し上げますとともに、発言がある場合には必ず挙手をしていただき、委員長の指名を受けてから発言を始めるようお願いを申し上げます。

#### 議案第6号の説明、質疑、討論、

#### 採決

鈴木委員長 それでは、議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

柳崎健康増進課長 （議案第6号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 今回のページ56ページからなんですが、健康長寿センターの3001事業で、明らかに鈴木伸彦議員の質疑があったんですが、基本的にこういったボイラーとかを新規とかになると、普通ですと何年間保証とかあるではないですか。そういったものは行政ではないのか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 契約時点で、そういう設備機械等のそういったものについて、何年というようなものを、私どもで正直把握してございません。

ただ、この機械等については、平成10年度に整備された施設でありますので、相当老朽化が進んでおります。

更新した機械設備関係については、そう余りない。今までは修繕等で補ってきたところなんですが、大分老朽化が進んでいまして、更新時期にかかるのが16年経過しておりますので、更新時期にかかっているという状況にはございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 これ、ことしこれで予算が通ってやると、改めて1号機、2号機が動くという解釈でいいんですか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 現在、2号機のみで運転している状況でございます。

2号機についても、大分先ほど申し上げたように老朽化が進んでおりまして、メンテナンス等をしなくてはならない状況にもあります。1号機は全然動かない状況なものですから、これは早急に更新、新しく設置しなければならないんですが。

1号機をまず設置した後、2号機についても、オーバーホールを予算計上させていただいたとおりオーバーホールを実施したいということなので、1台ずつ、その点検のたびに交換しながら、稼働させながらうまく運転をしていくというふう

な方法で、2機で運転を交代交代にです。負荷をかけないような運転をしていくというようなことで今まで来たんですが、これからも1号機を更新した後は2号機をオーバーホールし、そして、その後は2台で順繰りと言いますか、交代交代に運転をさせながら、余り大きな負荷をかけないように運転をしていくというような状況にしたいと。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 基本的に、当初設計のときに、最初から2台あったわけではないですか。

それを確かにイニシャルかけて2台残して、そのとき自体は、そういった機械の延命とかを考えて2台にしたのか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 そのとおりだと思います。

1号機が壊れてしまったら、長寿センターが運転できませんので、そういうことを考えて2台を設置して、順繰り動かしながら、1台1台で動かしながら運転をしてきたという状況であろうかと思えます。

今回は、どうしても壊れてしまったと、稼働できないというような状況に至ったので、更新をしたということになります。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 基本的には、長寿センターもクローズとかそういうときあると思うんです、もちろん年間契約で。

だけれども、基本的には2台を動かしていったって、今後もそうだと思うんでけれども、最終的には2台を動かすメリットというのは、同時に動かすのではなくて、要は機械の延命をさせるために2台であったという解釈でいいんですか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 基本的にそのとおりだと思います。

大きな負荷をかけないように長寿命化を図りながら、運転を稼動してきたという状況にあると思います。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 続きまして、委託料なんです、指定管理者をいつも僕らに、これ、一般競争入札ですよ、もちろん。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 一般競争入札というよりプロポーザルで選考をしてきたという状況にあります。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 プロポーザルにしたのは初めてですか、今回が。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 長寿センターについては、今まで施設振興公社が受託しておりまして、民間に移行するのは本年度が初めてになります。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 普通、例えば、今言った業者に決まりましたという、こういった詳細に関しては、後で見せてもらうことはできますか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 これは公表されているものでございますので。

鈴木委員長 ほかがございますか。

高久委員。

高久委員 74ページです。

一番最後に説明していただいたホールボディカウンターの受検者が、減ってきているということなんです、これから恐らく放射能の害が出るのであれば、本格的に出るのであれば、これからだろうというところにぜひ立って、これという思いがあるんですが、減っている数は、今現在どのぐらいの数なのか教えてください。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 本年度、バスでこちらから送迎した方については、今週の土曜日14日を含めて69人。現在までの実績が69名という実績になっております。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 去年の数も、ついでに教えてもらえると。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 バス送迎分については120名となっております。

鈴木委員長 ほかがございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、議案第6号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

鈴木委員長 次に、議案第7号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

柳崎健康増進課長 （議案第7号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。質疑ありませんか。

高久委員。

高久委員 特定健診者には、受検票を発送しますよね。

その中で、受検率というのはどのくらいあるんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 現在では、25年度の実績の数値しか把握しておりませんが、受診率については38.7%。大体、毎年同じぐらいの受診率かなというように思っております。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 38.7%ということで、前年も同じような傾向ということなんですが、特別な対策というのは考えているんですか。その受診率を上げるための対策というのは。

鈴木委員長 課長。

柳崎健康増進課長 そうですね。

対策というのは、どうしてもこちらは積極的に案内書など通知しかございません。

また、そういったことを徹底することでしか、今現在のところは、ほかには実際のところはやっていないんですが、受診率を上げるために、これからいろいろ民間の企業等にも直接アプローチをしたり、そういったことをしていかなければならないかなど。

特定健診については、国保加入者が対象でございますので、なかなかそういったところもないんですが、できましたらば広報とか通知とか、そういったもので周知を図るようにはしていきたいというふうに思っております。

鈴木委員長 ほか、ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を修了いたします。

採決いたします。

議案第7号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 ありがとうございます。

議案第7号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 （甲状腺検査について）

鈴木委員長 また別に、健康増進課の皆さんからありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 わかりました。

それでは、健康増進課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時32分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 市民課の審査

鈴木委員長 それでは、市民課について審査を行います。市民課所管の常任委員会に対する付託案件はございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え審査を行います。

市民課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願いを申し上げます。なお、発言がある場合には必ず挙手をしていただき、私のほうの指名を受けてから発言をするようお願いを申し上げます。

#### 議案第6号の説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

鈴木市民課長（議案第6号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 43ページ、自衛官募集についてなんですが、新聞報道なんかで、自衛官募集のほうだけ特別に先に情報を流しているという記事が載りましたけれども、そういう体制に那須塩原市もなっ

ているんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

鈴木市民課長 先に情報が載っているという、大変申し訳なかったんですけども、私その新聞ちょっと見ていないんですけども、情報というのはお金のことが、どういう内容のことが、ちょっとわかりませんが、特に情報が流れているというようなことは特にはございません。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 情報というのは、18歳になった市民の情報。

住民基本台帳から出ている情報が、自衛隊に一番さきに流れると、そういうシステムになっているということが新聞報道されたということで、今聞いたんです。

鈴木委員長 課長。

鈴木市民課長 それにつきましては、法定受託事務ということでこの事務を行っておりますが、年齢の18歳の年齢の閲覧ということ。そういうことではやっております。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 46ページ、住民基本台帳のシステム保守関係で住基カード関係なんです。これは昨年は大幅に、そういう新規のシステムを入れたので、今回はその保守ということが中心になるというような話でよろしいでしょうか。

鈴木市民課長 2001事業ですか。

高久委員 そうですね。

2001と3001両方に住基システム関係の経費が入っていますけれども。

鈴木委員長 2001に関しましては、先ほどの説明では大幅な減額ということになったんで、それが満了したということで減額になったと、昨年から比べてです。



それと、3001のほうに関しまして、基幹系のシステムの入れかえということで、企画のほうに移った部分もあるので減額になっているんだというような説明だったと思うんですが、その確認という意味合いでいいんですか。

高久委員 はい。

鈴木委員長 そういうことだそうです、課長。先ほどの確認ということで。

課長。

鈴木市民課長 戸籍のほうにつきましては、先ほどの説明のとおりです。

大幅な減額ということで2,800万円からの減でございますが、これは前年度は戸籍システムのリブレースということで、5年の継続が完了をしたということで、新規システムの導入の必要経費を計上しているということによるものです。

住民基本台帳費につきましては、基幹系システムの一括、これは企画発注なんでございますが、それがうちのほうでは住民基本台帳システム、あと大きいものでは税務システムでございますが、これはこちらのほうで発注しまして、リブレース前まではハードについては、ハードとソフトがございますので、ハードについては企画が全て計上すると。ソフトは担当課というものを、これを機に企画のほうで一括管理を行うということで、全部発注したものは、ソフトは要はうちのほうも。税務のほうのソフトも例えば。大幅な減額になっていることでございます。

鈴木委員長 企画のほうで一括管理というように変えたということでもいいわけですね。

鈴木市民課長 大幅な改革をやったということで。

鈴木委員長 そういうことでよろしいですか。

高久委員 はい。

鈴木委員長 ほか、質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 47ページのパスポートの話なんですが、パスポートってチップ入っていますよね。

今まで入っていたので、これ新規で旅券、パスポートの端末というのは、何、読みとるか何かの機械なのか。それとも、今までも、これ新しくリースをするという感覚でいいんですか。新しい機械をリースするという形でいいのかな、その辺。

鈴木委員長 課長。

鈴木市民課長 これにつきましては、旧タイプは買い取りでやったものでして、それが保守点検できなくなったということで、今度新しく買うものは、これ買い取りではなく保守点検とかもいろいろつきますので、今度はリースということで契約をする予定でございます。予算要求はそのようになっております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 これ、何年契約ですか。

鈴木委員長 課長。

鈴木市民課長 長期継続契約ということで、5年で契約になります。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 本体というか機械は25万円ぐらい、約30万未満だね。

5万4,000円の5年ということでしょう、要は。それでいいんですよね。

鈴木委員長 課長。

鈴木市民課長 値段的にはそのような金額でございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 今わかればいいんですけども、去年どのくらいパスポートを取得したのか。

これ、やはり、この機械を入れないとだめなんでしょう、もう。このチップを読み取る、そういった必要不可欠だという認識でいいんですよね。

鈴木委員長 課長。

鈴木市民課長 それにつきましては、パスポートを相手に渡すときに、あえて中に画面を複写して、それを全部住所からお名前から全部確認をしていただくということで、間違いなく自分のものですよという間違いをなくすために、渡すときにそれを確認してもらってパスポートを渡しているという、そういう機械でございます。

自分の後から、これ、私のじゃなかったとか何かそういうトラブルがあった場合のことで。そこで渡すときに、それだけパスポートというものは重いものですので、渡すときに確認を画面でICチップの中身を確認していただいて、情報が自分のものになっているか。はい、私のものですよというお渡しをするというようなことでございます。

櫻田委員 了解しました。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

取得について、取得人数です。

課長。

鈴木市民課長 26年度が1,845人でございます、交付がです。

26年度が1,845人。あくまで、今26年度の状況でございます、今の状況でございます。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。ありませんか。

それでは、質疑がないようですので質疑を終了いたします。

討論を許します。

高久委員。

高久委員 今、住基関係の説明を聞いたんですが、やっぱりあの住基関係。

条例は既に通っていますけれども、非常になりすまし問題を防ぐ初動の対策が進んでいないというような中で、きのう、国会で与党がこの法案を

通したというニュースも流れています。全面的にこれがということです。非常に外国でも積極的に進めるところと、既に事故が出て、天井知らずの予算になると。非常に不合理な、不経済なシステムだということで、ドイツなんかはかなり警戒をして対応をしているというところがあります。

日本はこのままこうした形でやっていくと、徴税対策とか医療費の抑制に積極的に使われると。あとあわせて使われるのは保険会社とか、そういう不動産会社の営業用に使用されるおそれが大きいということで、被害のほうは大きいのではないかと。決して経済的ではないということで、これは反対したいと思います。

鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 利用者の立場を考えれば、いろいろな意味でプラスになることもあるし、行政側としては利便性の向上なんかにも努めている予算だと思います。

なおかつ、これはもう使うほうの常識、モラル等の問題もあると思うので、そういったところを勘案すれば問題はないのかなと。そういった悪法に、使われる場合には、その人は罰せられるわけですから、そこをこの予算の上でどうのこうのという、反論するのは少し難しい部分もあるので、一応この予算について賛成という形で討論をします。

鈴木委員長 わかりました。

そのほかに討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、ご異議がございますので、挙手により採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

鈴木委員長 ありがとうございます。

挙手多数と認めます。

よって、議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の方から何かございますか。

齊藤委員。

齊藤委員（西那須野支所の自動交付機撤去について）

鈴木委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 なければ、市民課の皆さんから何かございますか。

課長。

鈴木市民課長（パスポートの交付件数について）

鈴木委員長 それでは、市民課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

それでは、ここで執行部交代のため暫時休憩ということで、10時5分から始めたいと思います。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時02分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

社会福祉課の審査

鈴木委員長 それでは、社会福祉課所管の常任委員会審査を行います。

社会福祉課の皆様申し上げます。議案の説明に当たりましては簡潔明瞭をお願い申し上げます。なお、発言がある場合には必ず挙手をしてよろしくお願ひしたいと思います。

議案第28号の説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、議案第28号 那須塩原市特定疾患患者見舞金支給条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

課長。

藤田社会福祉課長（議案第28号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

高久委員。

高久委員 ちょっと確認です。難病の種類について人数がふえるということで、国の見込みだと1.85倍になるということで、月々の3,000円を2,500円にするのとあわせて27年度からこの2,600円というのはこれ見舞金でよろしいんですか。

鈴木委員長 課長。

藤田社会福祉課長 月に3,000円、1年間で3万6,000円を支給していたものを、1人当たり月に2,500円に引き下げをさせていただくものでございます。

以上です。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、

質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

高久委員。

高久委員 ここ安倍政権になってから社会保障関係、こういったものの関係が削減、抑制という方向が大変強く行われるようになっていきます。そういう中で、難病というのは本当になかなか今の医療技術の進展でもなかなか対応し切れないというふうな大変な状況に、本人は苦労しているんだと思います。

そういう中で見舞金というのは月に3,000円、1日にすれば100円ということで今までやってきましたが、2,500円に引き下げられるということなので、消費税の増税もあって、こういう人たちのところには特にそういった経済的なしわ寄せが大変強く行くという中でさらにこのように削られるということで、こういうやり方はやはり日本の社会の発展とか世界の中でも日本の医療費の負担、社会保障の切り下げというのは、昨年も国連から二度にわたって勧告が出されています。OECDの中で日本はこういう福祉のあり方でいいんですかという改善を求める勧告が出ています。そういう中での切り下げということで、こういった対応、措置というかには反対したいと思います。

鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

ご異議がございますので、挙手により採決をいたします。

議案第28号 那須塩原市特定疾患患者見舞金支給条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

鈴木委員長 ありがとうございます。

挙手多数と認めます。

よって、議案第28号 那須塩原市特定疾患患者見舞金支給条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### 議案第41号の説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第41号 第4期那須塩原市障害福祉計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

藤田社会福祉課長（議案第41号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 第4期の那須塩原市障害福祉計画なんですが、近年障害者の加齢が非常に問題になっているわけです。加齢というか高齢で、昔ですと障害者の方結構長生きできなかったわけですが、今、医療が充実しているので結構寿命が延びていて、例えばうちに置いておく上でも親だったらいいですけども、親がなくなったり今度きょうだいいとかになるとなかなか面倒見てもらえないというのが今実情だと思っていて、そういったものを、前からもそうだったと思うんですが、期間を区切ってこうやって計画をつくるにおいて、よく国連のあれですとノーマライゼーションですとか、いろんなそういった言葉が出てきますが、現状那須塩原としてはそういった障害者の高齢に向けてなんかのこういったものに勘案されているんでしょうか。その辺ちょっとお聞かせできればと思うん

ですが。

鈴木委員長 課長。

藤田社会福祉課長 年齢を区切ったものという具体的なもので表示したものはございませんが、当然のことながら保険証の交付、実績等を見ますとやはり年齢的には、パーセンテージは非常に上がっていておりますし、今後も上がっていくものと予想は当然しているところでございます。こちらはそのサービスを今後どうしていくかというなかなか難しいところありますし、受けていただく事業者さん、あとは在宅でどれだけ自立して、皆さんのサポート受けながら生活していくかというのも非常に難しいところで、委員おっしゃるとおりそういうものを含めて考えていかなければならないと承知しております。

今回は3年間のニーズということで、将来的にこの後10年、20年どうなるかというのは正直見込んでいないところでございますけれども、今後はこういうことも含めましてサービスと言いますが、受けていただく事業者さんの抽出にもかかっているかなければならないなどは考えておまして、それも含めまして年度ごとに見直しをしていければなどと考えています。

以上です。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 アンケートを毎年とりながらやっているということで、3年間前の実績に対してこれにアンケート使っているんですけども、回答者の割合が一番最初に問い1で出てきていますよね。ここお答えいただく。本人と本人以外の家族、こういったジャンルでしっかり分けられていると思うんですが、下の回答のほうに関しては一緒になっちゃってるような気がいたすんですけども。それはまず間違いはないか1つ。

〔「確認という意味合いですか」と言う人あり〕

齊藤委員 要は、分かれてはいないですよ。

鈴木委員長 課長。

藤田社会福祉課長 回答者の年齢というところの質問なので、障害をお持ちの方というものには分かれてはおりません。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 聞きたかったのは、今回この計画を見るに当たって、気づいた感じで言っちゃって申しわけないんですけども、本人の意向のアンケートが一番、障害持たれている方で答えられれば一番聞き取りやすいところがあると思うんでうけれども、それを介助なさっている家族であったり友達だったりいろいろあると、そのアンケートというのはある程度分かれて見る視線もあってもいいんじゃないのかなと。要望が多分、感覚が変わってくるような気がするんです。家族だったら大変だからこういうふうに答える。でも、個人だったら実はこうだったんだ、言える子言えない人もいると思うんですけども、そういったちょっと深みのあるアンケートも今後考えて、そういうのもあればより充実した計画がそれぞれの立場、僕は少々関係している人を持たないので、どちらかというと介助されている人の気持ちを見ないと意見を、何と言えはいいのかな、もっとわかりやすく、受け入れられるように、障害持った人の気持ちというのはなかなかわからないので、そういったアンケートの幅の広さというのも今後必要じゃないのかなと思ってちょっとお聞きさせていただきました。

鈴木委員長 課長。

藤田社会福祉課長 貴重なご意見ありがとうございます。今回の計画、後になっていろいろ計画などもありますので、そういうときに参考にさせて

いただきたいと思います。ありがとうございます。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第41号 第4期那須塩原市障害福祉計画についてを原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第41号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）審査に切りかえます。

議案第6号の説明、質疑、討論、

採決

鈴木委員長 議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

藤田社会福祉課長（議案第6号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりました。質疑ありますか。

櫻田委員。

櫻田委員 50ページ、うちの会派の伊藤豊美議員も民生児童委員に関して質疑をさせていただきます

ですが、そのときにもし数字が聞き間違っていればあれですけども、全体的に那須塩原として211名で3名マイナスかな、とかという答弁をいただきましたよね。今民生委員に充足率は98.6%という答弁をいただきましたが、民生委員のもちろん高齢化となり手不足なんていうのは深刻だと思われるんですが、本市としても、その辺のものをただ聞かれたから充足率には満たしていませんよというのは、通常ですとそういった民生委員の充実、充足率を図るのに多少予算組みをして啓発とかそういった部分をやってもいいんじゃないかなと思うんですが、そういった予算が組み込まれているのか、今回は。見えた感じではないような気がするんですが、そういったところの危機管理、どういうふうを考えているのかお聞きします。鈴木委員長 課長。

藤田社会福祉課長 櫻田議員ご指摘のとおり今回の予算にはPRする部分、啓発の部分というのは計上はさせていただいておりません。実際のところ、民生委員さん、非常にハードなお仕事だということを承知しておりますし、本市として民生委員、児童委員の方々に非常にご協力いただいて、協働のまちづくりではないですけども、体制が整っていますし、地域の方々にも当然一番身近なサポート体制でやっていただいていることは承知しております。

PRの部分になかなか不足しているというような指摘はそうだと思いますし、実際のところ自治会長、行政区長さん、自治会長さんにご推薦をお願いしたり、あとは口コミですけども、でお願いしているところで、なかなかいただける方が見つからないというのが現状です。PRということで、どういうことをしていくかというのはなかなかこの場で申し上げることはできないんですけども、確保しているところですので、い

ろいろなアドバイスをいただいたり、地域の方々にもご推薦をいただければ私どもとしても非常にありがたいとお待ちしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 であれば、通常ですと予算をとって進めていくのが理路整然としたやり方だと思うんです。僕の考えですと有償ボランティアというものもあるし、多分民生委員、児童委員さんは年間で6万円くらいの報酬なんですかね。その辺をちょっと詳しく教えてもらいたいんですが、1人に対して幾ら。

鈴木委員長 係長。

田野社会福祉係長 構外援護事務の報酬ということで市のほうから年額、一般の会長さん、副会長さん、およそ一般の民生委員さんと分かれておまして、会長さんにつきましては年額9万円前後、それから、副会長さんにつきましては8万4,000円、一般のと申しましたが、民生委員さんにつきましては全額7万8,000円ということで報酬をお支払いいたしています。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 報酬に関しては高い安いというの、そういうんじゃなくて、やはり一番大事なのはこれから不足していくわけです、間違いなく。であれば、通常今の市長の取り組みから、定住でも何でも人口減少に伴う取り組みはいち早くやっているわけです。であれば、もうそういったものに関してもいち早くやるのが本市のいいところだと思うんです。ただ、民生委員さんとか児童委員さんに限ったところでそういったところをやっていないというふうに判断されてもこれはやむを得ないと思うんです。減るのがわかかっていて、なおかつなり手がいなかったら、例えば報酬を上げるとか、徹底する場合の方式では、それとか、もうちょっ

と市がバックアップしてやる、民生委員さんを、そういったことを考えなかったら、この先なり手がいないって言っても何ら道は開けないと思うんだよね。だから、僕らが言うのはこういったものを見て言うのは簡単なのかもしれない。しかし。市議員という立場も考えれば区長さん、民生委員さん、市議員も市民の方は幾らも同列かと思っているかもわかんないね。だから、そういったことで僕らも少しでもバックアップをやりたい。よくボランティアって言うけれども、有償ボランティアという言葉もあるとおり、ボランティアだってNPO法人にしてみれば人件費分については関係ないわけです。多い安いじゃなくて、そういった仕組みは今からでもやってもらわないと、結局充足率がマイナスになってから右往左往しても遅いと思うんだよね。何でもそうです。もう下がってきたときの政策はだめなんだ。今ここでもう既に減っているんだから。通常でしたら予算に入れてやるのが普通じゃないですかという話なんですけれども、どうなんですかね。そういう話はされなかったのか、まずは、社会福祉課。

鈴木委員長 課長。

藤田社会福祉課長 民生委員の募集ということで、委員おっしゃるとおりかと思しますので、今後ちょっと研究をさせていただければと思います。

それから、民生委員さんに関する、児童委員さんに関するバックアップということなんですけど、私どものほうも地区の研修会、地区の集まり等に毎回顔を出させていただいて、ご意見等いただいたりできるだけ交流に努めておまして、各種研修にもやはり一緒に参加させていただいたり、あとは3年が任期ですので、27年度には1泊の研修とか計上させていただいたり、やはり民生委員の方々同士の交流というのも非常に重要ですし、情

報交換も重要です。そういう中でいろんなものがご意見等が生まれてきて、それを吸い上げさせていただくということで、バックアップについては努力させていただいております。募集に関して、PRに関してということは委員おっしゃるとおりのことだと思いますので、来年度の経費としては上げておりませんが、研究をさせていただいて充足率というよりは、お一人お一人の民生委員、児童委員さんの方々に寄り添った形で市としてどう考えていくかといきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 民生委員のなり手不足というのは多分どこでも深刻だと思うんです。もちろん現場に携わっている市の職員は民生委員になってもらう人を探すのも大変で、お願いするのもまた大変だと思うんです。そういうのは僕らもわかりますので、ぜひそれは予算化をしてもらいたい。決算のとき言っても結局もう終わりなんです。だから、予算のときからして次の、次年度の予算を言っていけないとどうしても繰り返してもらえないので、そこはやはり真摯に受けとめてもらって、ぜひ前向きに考えてもらいたいというのが強く要望したいんですが、本当に現状わかっていますよね。任期が3年、これは後でいいですから、平均の年齢も調べてみてください。すると、1期3年だったらその人何年できるかなというのはおのずと答え出てくると思うんだよね。そういうものも考えればやはり地域地域で次はこういった人がいるなくらいは自治会長さんとか、区長さん班長さんと、民生委員の人とかと相談して穴あけることなく、その人が任期終わったらスムーズに移行できてこういうものなんですよというのが少しシステム化できればいいと思うので、その辺もぜひ前向きに考えてもらいたいなと。民生委員、児童委員さんも

この市にとっては非常に重要な役割で、これから時代背景とニーズに、この間の淡路島の話じゃないですけど、引きこもりみたいな危ないのがいたらおそらくもうSOSの網を張っていかないと、だから、事が起きてからじゃもう遅いよね。しかし、同じ過ちをもう一回起こす、あのときもあそこであったじゃないという話では、これはもうおさまらないと思うんだよね。だから、本当に時代背景とニーズに敏感に反応してもらいたいと思うので、ぜひその辺も予算化してもらいたいと思うので、前向きに考えてください。

鈴木委員長 課長。

藤田社会福祉課長 ご要望ありがとうございます。参考にさせていただきます。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 51ページです。1行目の社会福祉総務費の中で真ん中にある社会福祉法人指導監査支援業務、これ内容もう少し詳しく説明してもらえますか。

鈴木委員長 係長。

田野社会福祉係長 それでは、社会福祉法人の指導監査につきましてご説明を差し上げたいと思います。平成25年4月から社会福祉法が変わりまして、今まで栃木県、県が所轄庁ということで指導監査を実施しておりました。平成25年の4月から市に移管されまして、その指導監査のほうを実施しているところでございます。

市内にございます社会福祉法人については現在12の法人がございまして、この12の法人の中で保育所を営んでいるところ、それから、高齢者の施設を営んでいるところ、それから障害者の施設を営んでいる。こういったそれぞれの事業形態違いますけれども、社会福祉法人が行っている事業も含めて指導監査を行う感じになります。

内容につきましては、まず法人の運営の部分、



こちら指導していく形になってございます。それから、会計、経理の部分を監査していくという形になっております。この方法につきましては国・県からそういった指導の方法等も含めて市のほうに随時、それから、研修等で引き継ぎを受けた中で実施している形になってございます。

今回2年目になりますけれども、1年目の25年が5つの法人。それから、2年目、ことしになりますけれども、26年度は7つの法人を実施してきてございます。その中で会計経理の部分になりますけれども、法人の会計は非常に複雑というか市の一般会計とは違ってしまして企業会計という形になっておりますので、複式簿記を使ってございます。この複式簿記の部分につきまして、市の我々職員研修等を踏まえて実施をしてきたところなんです、やはり細かい部分まで帳票等の分までの成り立ちから数字ができて上がっている部分までがどうしてもわかりにくい部分でございます。この部分を税理士さんの方と一緒に法人のほうに出向きまして指導というか一緒に監査をしていきたいという内容になってございます。

簡単ですが、このような形になってございます。  
鈴木委員長 高久委員。

高久委員 市のほうの職員なりともなかなか難しい企業会計であるというような難しいというお話だったんですが、結局これ、介護施設に内部留保があってという、国のほうのそういう方針の中で行われるものというふうに理解していいんでしょうか。

鈴木委員長 部長。

松江保健福祉部長 もう少し実態をご説明すればもっと理解が簡単なのかなと思うんですけども、監査に行きますと、なかなか貸借対照表ですとか損益計算書ですとか、そういうものが正確にできない法人があるんです。できてない。そのものが

まずしっかりしていない。そういうときに私どもの知識ではだめですよということはもちろんチェックできますけれども、正すようにと言うことはできますが、じゃ、どうしたらいいのというアドバイスをしあげられないというのが事実でございます。そもそもそのところから始めなければならないところもございまして、そういう部分で専門家の知識等をおかりしないと、十分な監査にはならないだろうと。だめだというだけで言い切ってきていいのかという問題もございまして、そういう面で、始まったときからもう少し専門家の力が必要だと言いながら、スタート時点では私はおりませんでしたけれども、とりあえず担当部でスタートしますということで、監査自体はある程度できるんですが、なかなか法人のほうにそれに応じて訂正ができてこない。そこら辺まで踏み込んでちょっと専門家の力もかりながらやっつけていかなきゃならない部分も当然あるだろうと。そういうことからお願いをしたいというものでございます。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 そうすると、そういう状況であるということは当然国のほうも県、国のほうにもそういう報告がされているということで、そういう理解でよろしいですか。

鈴木委員長 課長。

藤田社会福祉課長 報告は済んでございます。

高久委員 そういうことであれば、当然国のほうにもそういった、県のほうにそういう報告、市のほうで行っているということであれば、国のほうにも当然、そういうデータのまま行っているというふうに考えていいもんなんでしょうか、それは。  
鈴木委員長 部長。

松江保健福祉部長 そういうデータというのは何かというのはわかりませんが、最終的には

合わなくていいということではありませんので、私どもは指摘をする。それに対して法人のほうは、時間がかかったりいろいろ苦労されながら、適正なものに改めてはくださる。だからなかなかそこに時間がかかってしまったり、法人のほうも小さなところだと、経理になかなか力が入れられない部分もある。そういう部分はある程度のお手伝いも必要だろうというところでございますけれども、そういう細かいところまでのデータというのは国には上がらない。当然上がらないというところではあるかと思えます。

以上です。

鈴木委員長 ほか、質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 すみません、1つ確認なんです、50ページの先ほどの特定疾患患者見舞金が3,000円を、年間3万6,000円を年間3万円に引き下げることになったんですけれども、扶助費は2,400万円から3,600万円に1,100万円上がると、そういうことでよろしいんですか。

鈴木委員長 課長。

藤田社会福祉課長 実際には27年1月1日から対象疾病が、例えば難病につきましては57から110に拡大するので、あとは夏ごろということでちょっと情報が、きちんと入っていないんですけれども、そこからもう一段階、300以上の疾患に対象が広がるということで、それによりまして対象者が最終的に何人になるかというの、正直まだ見込めていないところでございますが、大体1,200人程度で、今25年度末で777人のところを、27年度は1,200人程度でまず見込んでいるところございます。

本市の中にどの程度の方々が該当するかというのはまだ申請が出てからということになりますので、単純にその倍、1.85倍ということで計上させ

ていただいたわけではございません。

鈴木委員長 質疑ないですか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第6号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 (社会福祉法人指導監査支援業務について)

鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 では、福祉課のほうで皆さんから何かございますか。

課長。

藤田社会福祉課長 (説明の訂正)

鈴木委員長 ほか、ございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

鈴木委員長 なければ、社会福祉課の審査を終了

いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部の交代のため11時5分から始めます。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 子ども課の審査

鈴木委員長 子ども課所管の常任委員会審査を行います。

子ども課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願い申し上げます。また、発言がある場合には、必ず挙手をして私どもの指名を受けてから発言ということで進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### 議案第16号の説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、議案第16号 那須塩原市いじめ問題再調査委員会条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊地子ども課長（議案第16号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 その3条の部分で、人数が5人というふうに書いてあって、その委員は法律、医療、教育、心理、福祉ということで、この5部門で5人というふうを考えていらっしゃるのか、それともその他学識経験を有する者というふうに書いてあるので、5人以内というのはどこかを抜かすとか、そういうことでこの5人という数字が出てくるのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 非常に5人以内というような曖昧な言い方になってしまっているんですけども、基本的には弁護士とか医者とかあとは臨床心理士ですか、その方たちを基本としまして、さらにいじめに関する教育的な方が必要かとか、そういうところを想定して、またその他のちょっと、現時点では、そのほかにももし必要な方がいるかもしれないんですけども、まだ想定できていないところもありますので、おおむね5人以内であればこの委員会によって再調査が適切に行うことができるのではないかとということで5人以内としたところでありまして、具体的にはこの部門の5つということではありません。

おおむね、これを基本とはいたします。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 5条のところの専門員というのは、今言われた委員の5人に必要に応じてこの人たちが入るといったような理解でよろしいでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 第3条の中の委員の中に入るといったのではなくて、そのほかに専門委員会を置くといったような位置づけになっておりまして、そこで専門的なことについて報告をいただくという

か、意見をいただくというようなことです。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 その専門委員会の構成というのはどこかに出ていましたか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 第1といたしまして、専門委員会という会を置くということではなくて、個々の事例について、専門的な知見を伺うというようなところですよ。

鈴木委員長 ほか、質疑ございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 ちょっと難しい質問なんですけれども、再調査委員会というものは、委員会設けて、この専門家をお呼びしてやっていくということなんです。いろいろな該当に沿った意味で専門家を置いてやっていくということに関して、例えば立場上保護者的な位置にいる民間の方みたいなところは入れていく予定はないでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 保護者的というのはPTA代表とかそういう方という意味でよろしいでしょうか。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 PTAとは言わないですけども、該当する方は外れるにしても、そこの近い人を省いて調査を組んでしまうのか、そういったところにも一応位置づけをしないと、何の話も再調査しているかが、専門家で組まれてしまうと意見が閉鎖的なような感じがするんですけども、そういったところに入れれないのかという意味の質疑なんですけれども。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 この再調査委員会自体は、まず、先ほどのフロー図を見ていただきますと、まず重大な事件事故が起こった場合には、教育委員会の中でまず調査が行われまして、その報告を受けると

ということも当然あります。あわせまして、市のほうでは、それに対しまして独自にこの内容が果たして適切にというか、果たして保護者や当事者もしくは市民の方にその結果が果たして適切であるかどうかを再度、利害関係のない方というか、そういう方たちがまた新たな目で調査を行うというような位置づけになっておりますので、特に関係者を入れるというようなところは想定してなくて、本当に法曹会とか弁護士とかお医者さんとか、教育関係者、臨床心理士とか、そういう方もまた新たな目で調査の結果をもとにまたは新たな調査、必要なら自分たちで行って、この案件に対して検証していくというような、そういう位置づけのもので、委員おっしゃるような関係者近い方が入るといったことは想定していません。

鈴木委員長 ほか、質疑はございますか。

相馬委員。

相馬委員 第9条のところなんです。委員会の庶務は、22ページ第9条で、子ども未来部子ども支援課において処理するということになっているんですが、これ自体は、いじめ問題防止方針自体は教育部でやるんですか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 そもそもいじめ防止対策基本方針は、教育部局のほうでつくってあるものでございまして、その中の、再調査委員会というのは、教育委員会ではなくて、市長の附属機関ということで、全く別な立場で市長部局としてつくっているものですから、子ども未来部を子育て支援課において事務を処理するというようなことになりません。

いじめ防止につきましては、学校教育課が事務局的な働きを担うと思います。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 あくまでもこの再調査委員会だけがこ

こに来るといふ。はい、わかりました。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 ちょっとずれるかもしれませんが、大抵こういふのといふのは起こってからしばらくして時間がたつてわかるといふような形が割と多いですよ。重大事案に発展するといふ場合は。ある程度期間があつて、潜伏期間といふか、表沙汰にならないでそれからなると。ある程度時間が経過してと。そのさらに再調査委員会といふ形でこれ、第三者的に検証を深めるといふことだと思ふんですが、このどのくらいの期間までのやつをやるといふことなんでしょうか。生徒が卒業しちゃつた場合はもうやめだよといふことではないんだと思ふんですが。

鈴木委員長 再調査するまでの間がどの程度、ケース・バイ・ケースなのかなといふ気はするんですが、当然今、先ほど説明あつたように、いじめ対策委員会とか、調査チームがあるわけじゃないですか。その中で教育委員会としてもある程度の結論見るわけですよ。しかし、そこでも再度もう一回、市長部局のほうから再調査といふ委員会立ち上げるわけですから、そこら辺とこの期間がどの程度なのかといふことなんでしょうか。

課長。

菊地子ども課長 非常にケース・バイ・ケース的なところはあるんですけども、いじめ防止対策基本方針とかあとこの中では速やかにといふような言い方があるのでできるだけ早い時点でこれは報告があるといふことを私たちは信じたいんですけども、あわせて、報告がない場合には、市長部局が重大案件であるといふことを事実をわかつた時点で、独自に速やかに重大事件といふような位置づけをして、再調査委員会を立ち上げることはできるんですが、ただ、再調査委員会ですので、

最初の調査がないと再調査委員会といふのが成り立たないんじゃないかなと思ひます。

基本的には報告がないと何か、かかれぬといふことありますね。

あともう一つ、この期間といふのは、卒業した後もといふようなことおっしゃられましたけれども、それについては、もちろん現在の案件に対する適切な対応といふのも必要なんですが、今後二度と起こしてはいけぬといふような防止対策もやっぱり意味合いとしてありますので、防止のこともありますので、それは、例えば結果として過ぎてしまった場合でも、きちんと再調査委員会を行った場合には、防止対策についてもきちんとした結論を出して、今後に生かしていかなければならないんじゃないかなと思ひます。

鈴木委員長 そのほか質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 さっきの5人のメンバーにちょっとこだわりますけれども、基本的にはこのフロー図で見ると、いじめの重大事態に対するだから、重大事態に対するが起きたらと仮定をすると、そこには法律、医療、教育、心理、従来ですとさっき齊藤委員が言つたように、現場を見ている人が入れば一番、僕はベターなのかと思ひますけれども、であれば、警察が入つたほうがいいんじゃないですかね。警察といふ文言入ればより再調査、もともと起きたことに対して再調査するわけですよ。それであれば、警察なんかが入つたほうがいいと。弁護士とかつてそういうわけじゃないと思ふんだけどどうなんでしょうか。

どうでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 確かにその警察といふご意見もあるかと思ふんですが、警察の場合には、このいじめ、重大案件といふのが想定するところは、命

をなくしてしまうとか、本当に刑事事件というか、そういうところも想定しているところですので、多分そういうところになると、そういう関係者が、こういう市の任意のこの附属団体に入るということがふさわしくないのかなというふうに思います。

あともう一つ、8条のところでは意見の聴取というところがあると思うんです。そのところでもし出席していただけるのであればその関係者の方に会議への出席というか、そういうところで意見等お聞きするというような、そういうことができるのかなというふうには想定しているんですけれども、確かに警察をメンバーに入れるということは、正直想定はしておりませんでした。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 基本的にこういった組織をつくることに関しての、別に何ら問題はないと思うんですけれども、ここまで来ちゃったときに、通常ですと学校とか、教育委員会で解決できる部分で済んでいればいいと思うんですけれども、ここまで来るのは、かなり重大かつメディアとかそういったものも意識しながら対応していかなきゃならない事案になると思うんです。といったときには、やっぱり通常僕らの常識で考えると、そういった自殺とか殺人とかがかかってくるのが重大案件じゃないのかなというふうに考えれば、もちろん弁護士とか医者じゃないと思うんですよね。だから、そういった考えはあるかもしれませんが、これはあくまでも条例なので、那須塩原としては、問題解決に速やかにいく部分のメンバーを想定した場合には、そういったものも入っていてもよかったのではないかなと。今から変更するのは非常に無理難題はあると思うんですけれども、補足で何か文言を入れもらえばいいのかなという。でも、これ弁護士とか、そういうところで医者とかと、ここまで来たときに。それは弁護士というのは違

うでしょうと思うんだよね。その刑が決まって、こっち持つ、持たないとかというこっちの立場で、法律上の部分で弁護士だとか、そこいく前の問題だと思うんですけれども、ここの部分は、その辺どうなんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 ここでは教育委員会というか、その調査、それについて、その報告が果たしてそれが妥当であったか、適正なものであったか、そういうところがやはり検証する場でもあると思うんです。ですから、そこでまだ何か不備なところがあるとか、こういう調査が抜けているとか、そういうところでやっぱり問題の核心にいていないんじゃないかというようなところを検討するところであって、あともう一つは、教育委員会が防止対策の意見というか、そういうものを出してくると思うんですけれども、それに対してもまだそれでは不備があるかとか、もうちょっとこういうことやったほうがいいんじゃないかというところをもうちょっと大きな立場、広い立場というか、そういうところで意見を述べるようなところだと思いますので、具体的に事件を解決するとか、本来そういう場ではないというような位置づけでつくってあります。ですから、警察を入れるというか、警察とはまた別の次元でのことになるかと思しますので、このようにつくり方をしました。

鈴木委員長 部長。

松江保健福祉部長 私が何かご意見を申し上げると、委員からいろいろあるので、事がかえって荒立つおそれもあるのかもしれませんが、課長が申し上げたとおり、捜査をしたいとかという発想は基本的にはございませんでした。第一義的には、学校側がその事態がどういう事態で、どうしてこういうことが起きて、結果こういうのだというのは、まずやるというのが最初にあって、その報告

を受けた上で、市長がそれではこういう点がわからない、あるいは、今後これが教訓として生きていかないかと思ったとき、初めて再調査をすると。必ず再調査をするというものでございませぬけれども、時間的にはどうしても後になる。学校側がやった後、報告を受けて、それに対して再調査をするということですから、事実の究明としてはどうなのかなという部分もありますけれども、私たちがやるのは、学校の対応がどうだったのかとか、そういう部分になっていくのかなというふうに思うんです。子ども一人一人が犯罪としてどうだったの、こうだったのということではないんだというふうに思うんです。

そういう意味から、あと、重大事案というのは、この資料にございますように、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害がある。これ、場合によっては刑事事件だということになりますし、学校を欠席するとかそういうことがあるということで、場合によっては刑事事件として捜査が絡むとすると、私どもの中にも捜査関係者がいるというのは、余り実際の捜査との関係でも、場合によってはまずい場合もあるだろうなということもありまして、ちょっとそこら辺については発想的にはなかったというところでございます。

以上です。

鈴木委員長 いずれにしろ、その調査した内容とか、不備に対してもう一回再調査のほうでそのところ検討して、もう一回再調査委員会のほうで、調査対策委員会ですか、調査チームのほうにもう一回調査しなさいというような含みも入っているというふうなのとはちょっと違うのか。そこまでのものはないんだ。

課長。

菊地子ども課長 今、委員長おっしゃったような内容まではちょっと踏み込んでおりません。結

局は、あくまでも任意の機関という位置づけになると思いますので、警察のように権限というか、そういうものは当然ないですので、人権に配慮する必要があるとか、多分、あとプライバシーの問題がありますので、そういうところに触れない範囲で最大限に調査を行うというようなところまでしか、この機関ではできないんじゃないかなと思っております。

鈴木委員長 ほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、討論を許します。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第16号 那須塩原市いじめ問題再調査委員会条例の制定についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第16号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第17号の説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第17号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊地子ども課長 （議案第17号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

質疑ありますか。

高久委員。

高久委員 那須塩原特定教育と保育施設及び特定地域型ということなんで、これまだ決めが新しいということによろしいんですか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 従来からあった施設もあるんですけども、呼び方がこのような言い方になっていることで、特定教育・保育施設というところは、基本的に今まである保育園、幼稚園、プラスあとは今まであった幼稚園があるんですが、今年度は5つの幼稚園が認定こども園という位置づけをして、保育の部分も幼稚園の部分プラス保育の部分も担うというような施設になっておりまして、全く新しいものができたということになって、制度の中で変わってきたというようなことで捉えていただければいいと思うんですけども。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 そういう中で、その新しい料金が出てくるわけなんですけど、今までの料金より高くなる場所というのは、そういう場所というのはないんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 料金の設定に当たっては、国が示した公定価格、国が示した利用者負担額があるんですけども、それを上限として定めるということで、当然市のほうもそれよりも高いということは当然全部ありませんし、あとは従来の保育料、それよりも著しくというか、高くなって利用者の方に負担をかけてしまうということがないように配慮して料金設定というのはつくりました。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 今、その著しく高くなる部分は、となりにというふうにとれたんですが、高

くなる場所もあるという理解でよろしいですか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 基本的には著しくじゃなくて、第2子の保育料金がその1人目のお子さんとか2人目のお子さんが入っている場合に、そこで若干の、本当に数百円程度の高くなるランクの方も、階層の方も出てくるんですけども、全体としてはそういうことがないように設定をいたしました。

鈴木委員長 いいですか、高久委員。

高久委員 他市町で15%とかそういった額で上げている部分帯があるというのが結構報告されているので、その点確認したんですが、那須塩原の場合ですとこういった部分というのは何%ぐらいになるんでしょうか。額とそれにひっかかる人がいましたら、ひっかかる人の率はあるのか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 そういったこの旧料金体系と新しい料金体系のパーセンテージまでちょっと今のところ計算していなかったものですから、今のところ数字は持ち合わせておりません。

鈴木委員長 ほか、質疑ございますか。

部長。

松江保健福祉部長 現行、私立幼稚園の金額というのは一定でございませんので、2万ちょっとぐらいから、2万二、三千元ぐらいまで、その平均をとったりしていますので、当然平均ですから、その平均と現在の価格との関係で、数百円高いとか低いとかというのは、当然生じてしまうところはございますけれども、そういうところを気にされたんだと思うんですけども、課長は、そういうのは、ちょっと数字をつかみようがないところもございます。

あと、1人目と2人目と3人目で金額が違ってくる場所があるんですが、その入り方によって3歳からは保育を受けるのか、4歳から受けるのか5歳



から受けるのかによっても異なりますので、数字のつかみようがないというのが実情かと思えます。そういう程度の差です。そこからは上げておりません。

鈴木委員長 ほか質疑ございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 さっき課長の説明の中の第3条の説明で、1号認定の話がされていたと思うんですけども、1号認定で小規模事業保育を受けると言っていたんですけども、該当するところはあるんですけど、那須塩原に。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 これはあくまでその1号地域型保育事業を利用した場合を想定してつくっているものでありまして……

齊藤委員 全体を網羅して。

菊地子ども課長 はい。ほとんど利用する方はいないというふうに思っております。

齊藤委員 わかりました、すみません。

鈴木委員長 ほかございますか。質疑ないですか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第17号 那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の制定についてを原案どおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第17号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第29号の説明、質疑、討

論、採決

鈴木委員長 次に、議案第29号 那須塩原市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊地子ども課長（議案第29条について説明。）

鈴木委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 質疑がないようですので、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第29号 那須塩原市保育園条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第29号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第30号の説明、質疑、討

論、採決

鈴木委員長 次に、議案第30号 那須塩原市発達支援保育審査会条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊地子ども課長（議案第30号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 質疑がないようですので、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 採決いたします。

議案第30号 那須塩原市発達支援保育審査会条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第30号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

#### 議案第42号の説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第42号 那須塩原市子ども・子育て未来プランについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊地子ども課長（議案第42号について説明。）

鈴木委員長 課長の説明が終わりましてけれども、昼食につき休憩いたします。

午後1時開催としますので、よろしくお願いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 零時58分

鈴木委員長 若干定刻前ではありますが、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 今回の説明にもありましたけれども、次世代育成計画なんかにも入っている子どもの権利条約に基づいて子どもの権利に関する行動計画とそれに合わせてやっていくということなんですが、やはり日本で行われている子どもの権利条約に沿って子どもの権利に関するものは、やはり国連で何度も勧告が出ているとおり、日本で行われているのは国連で行われている子どもの権利条約に比べるとかなりレベルが低いと。そういう中での、それに合わせての市のほうの計画ということになると思うんですが、とにかく子どものこれからの権利、これからずっとやっていくものの計画ですから、しっかりそういうところを組み入れてやっていっていただきたいと、そういう要望だけにしておきます。

鈴木委員長 子どもの権利条約ではなくて。

高久委員 子どもの権利に関する行動計画。

〔「この前だべ」「子ども・子育て未来プラン」と言う人あり〕

高久委員 この中に入っているんだね、次世代育成関係で、子どもの権利条約、入っていますよね。

鈴木委員長 それに関しては、計画の位置づけということで、子ども・子育て支援法による子ども・子育てを事業計画と対策推進法によるということなんで。今の次世代育成支援対策推進法にのってってということでの質疑でいいですか。

高久委員。

高久委員 子どもの貧困対策とか、そういうのも当然入っていると、子どもの権利の中で、子どもが最善の状況の中で最善の利益が得られるというのも入っているということなので、ぜひそういう点もしっかり対応していただきたいという形で。

鈴木委員長 要望という形で。

高久委員 はい。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第42号 那須塩原市子ども・子育て未来プランについてを原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第42号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

#### 議案第43号の質疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第43号 那須塩原市子どもの権利に関する行動計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊地子ども課長（議案第43号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 この那須塩原市子どもの権利に関する行動計画をつくる前に、去年でしっけ、子どもの権利条例ですよね。まだ副市長が保健福祉部長のときだよね。そのときに、実は条件をつけたんですよね。権利条例を通しますけれども、この委員会でもいろんな議論があって、先生の立場どうのこうのってきのう条例であったんですけども、国の法律が決まれば直ちに変更すると。そういう文言を入れますよという話で基本条例を通したのですが、これに関しては、基本条例が大もとにある条文と考えていいんですよね。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 そうです。基本的には、那須塩原市子どもの権利条例第26条、これに基づき策定をしたという位置づけになっております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 であれば、子どもの権利条例が何か変更になった部分のときには、この中の当てはまる部分の文言は速やかに変えるという解釈でよろしいでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 基本的な考え方としては、やはり上位法というかそれが変われば当然それに則した計画をつくらなければいけないというようなスタンスでいますので、当然そういうことはあるというふうに理解をしています。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 そういうものって、ここにうたわなくていいの。例えば、最後の、那須塩原市子どもの権利条例が変わったときには速やかに本行動計画もそれに倣うとかって載せなくていいんですかね。

鈴木委員長 27条には入っていないんですか。

課長。

菊地子ども課長 この資料の第4章の16ページの

ところ、こちらの中で、3番目の子ども・子育て会議での検討という項目があるんですけども、この後、「今後進捗状況を定義した後に子ども・子育て会議に諮り、計画の進捗状況の点検や社会情勢の変化に応じた事業内容の見直し等を行います」というところで、計画は随時、社会情勢の変更とかに伴いまして変更していくというようなところはここで記述されているというふうに考えておりますけれども。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 できればもう少し強い言葉で入れてもらえれば、僕らも、多分、部長、知っていますよね。

松江保健福祉部長 私はおりました。

櫻田委員 いましたよね。それで結構、激論になりましたよね。先生の立場とかいろんなやつを話してそうだったんですよ。

それが上位法でこれができたので、できれば、そういうこともしっかり考えてもらえればと思うんですけども、それはなぜ話すかという、しっかり委員会で議論しないと、また何や難癖つける議員がいますので。その辺は注意してちゃんとしたものをつくらないと。これ、議論しますからね、しっかりね。ほかの委員、そういうこと言われないように、いろいろあるので、その辺しっかりちょっと確かめたいなと思って。

鈴木委員長 確認という意味で。

課長。

菊地子ども課長 十分に検討させて、今後わかりやすい表現に改めたいと思います。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 訂正させてもらっていいですか。

変えるということではなくて、今の趣旨を十分に理解した上でこの計画を行っていきますでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、討論を許します。討論ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第43号 那須塩原市子どもの権利に関する行動計画についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、議案第43号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

#### 議案第6号の説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）審査に切りかえます。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊地子ども課長 （議案第6号について説明。）

鈴木委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を許します。質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 58ページからなんですけど、この入退園の管理システムに、こういうものをまず導入しようと思った理由と、これはただ単にタイムカード

みたいな感じで管理するというのでいいんですかね。その辺を教えてください。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 導入に至る理由と、タイムカードのように使うものかというようなところですね。

〔「あるいは機械か」と言う人あり〕

菊地子ども課長 まず、導入の理由に当たりましては、非常に先生が、何人延長保育とかというものを使うかどうかというとなかなか余り、その想定、想定はある程度はできるんですけども、具体的な時間を管理、その場でチェックをして時間を記入するということが非常に難しいということで、やはり子どもたちに目を向ける時間、安全対策にまず一番向けるべきだろうということで、そういう部分はやはり省略できるところはできるだけ電算関係で、タイムカードを読み取ることによって簡単に管理ができるというところをまず目指しました。

それで、実際には時間管理だけじゃなくて、実際には時間によって料金も1カ月単位で計算されて管理することができますので、そういった面では事務面においても非常に効率的だということでこの制度を導入いたしました。基本的にはタイムカードのようにやはり時間管理をするので、基本的にはタイムカードのように使うんですけども、それからさらに進めて料金というか、そこまで、納付書まで簡単につくれるように、そういう制度なので非常に便利だということで導入した経緯がございます。

以上です。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 恐らく、タイムカード、想像つくと思うんですけども、押し忘れとか何かそういうのが発生するんですね。もちろん、先生が押してやるか、子どもみずから押すというのはちょっと考

えられないですけども、であれば、8時間だったら8時間の子どもは別にやらなくてもいいんじゃないかなと思うんだよね。それ以上の子は恐らくいろんなこともあるし、あと、時間管理がタイムカードが進むやつっていうのは、まるっきり定時過ぎてもばたって過ぎるわけじゃないじゃないですか。どういうあれか、ただ記録で載るのか、何分って出るので、普通のタイムカードみたいなやつだと、30分で1時間になったりとか、何かそういうタイムラグみたいなんですけどもそれは十分考慮されているんですか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 まず、タイムカードなので、まずそこに必ず保護者にかざしていただきますと、時間は例えば18時37分何十何秒までパソコン画面の職員室のしている先生の前に出ます。ですから、時間管理というのは、そういったきちんとした時間管理をします。料金につきましては、多少のタイムラグというのは見越した上でそれは徹底しているようになっていますので、その事案化については、30分超えたらばたつとか、そういう制度ではありません。

〔「使い方」「その機械そのものの」と言う人あり〕

菊地子ども課長 押し忘れですね。確かに、子どもさんを迎えに来たときとか、早く預けるときに押すということなので、まずその押し忘れというのは、それを見ている先生が1人職員室の中にいるわけですので、たまたま席を外しているということはあるかもしれないですけども、まずそれは考えにくいと思います。ということで、ないと思います。

あと、8時間利用の方は必要ないだろうというような指摘ですよ。基本的には、8時間とか11時間という基本的な利用時間であるので、基本的

にはそれがいいと思う、ただ、それで結局、たまたま月に何回かは早番を利用するとか、遅い時間もちょっと利用するということが当然あるかと思えますので、そういう面まで含めて時間管理を図っていくということが十分に効率的ではないかなというふうに思いますので、ご理解をいただいてやっていきたいと思えます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 システムは非常にいいシステムだと思うんですけども、いかにせん人がかかわってくるので、そういうところの対応だけはきっちり、新規事業ですのでやってもらいたいと思えます。

あと1点、この塩原認定こども園の話で、いつも委員会で出るんですが、あえて人数は聞きませんけれども、こういった作業を進める上で、その保育園と幼稚園のあの施設が、果たして塩原に必要なのかと。そういった議論はなされなかったですか。その人数的な部分で、認定こども園になったからやりやすいといっても、これ1億4,000万円ですよ、整備にね。だけど子どもが、多分恐らく大方言うと非常に苦しい人数だと思うんですが、であれば、例えば関谷とか西那須野地区までスクールバスで運んでみてはどうかとか、そういった話も出てしかるべきだと思うんですよ。基本的には、これは幼稚園が悪い、保育園が悪いんじゃないで、塩原温泉自体が安定した雇用が創出できるのであればもっと違うと思うんですけども、そういったいろんな事情を勘案した場合に、これ、確かに、費用対効果を言うと野暮な話になるかわかりませんが、これだけお金を入れて、確かに将来の人たち、幼稚園、保育園なくさないでくれるというのも一理あると思えますけれども、時代の背景、ニーズ、ニーズはあるんでしょうけれども時代の背景を考えた場合に、そういった代替案で済まされないのか。そういった検討

はしなかったのか。いつもこの部分は、えらいやっぱり委員会でいつも話が出なかったことはないですよ。そういったことはしっかり市では考えているのか。その辺だけはちょっと聞かせてもらいたいと思って。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 このまま、この計画については、当初塩原の保育と教育、就学前の、それをどうしていくかというところから議論が始まったと思うんですけども、基本的には小中学校が一貫校として一つの箇所であるというと同じように、基本的にはこの塩原地区にやはり小中という義務教育をきっちりと担保していくというようなこととあわせて、就学前の子どもに対しての幼児教育とか幼児保育というのやはり塩原の地にしっかりこれからもやはり残していくということが最善の策だということからスタートした事業というふうに私は聞いております。当然、もっと車で違うところに、平場のほうに連れて行くというような検討もあったと思うんですけども、やはりこれは住民の方と十分に話し合いをした結果、やはりこの地区に残してほしいという意見も当然あったかと思えますし、それを酌んで市のほうとしましても、今話したようにやはりこの地にはしっかりとした保育教育というものを残していかなければならないというような市の意思決定において立てられた計画だということに思っております。

櫻田委員 その、大枠はわかるんですよ。ただ、やはり毎年どう見ても、これバスチャーターをして運んでいったほうが安いぐらいだと思うんですよ。その基本的な理念はわかるんですよ。しかし、そういった予算を組む上で、確かに今、課長が言うように大筋ではわかりますけれども、やはり庁内で話すときに、いや、これはちょっと精査したほうがいいんじゃないかとかそういった話は

出て普通当たり前だと思うんですね。全然出ないんですかね、そういう話は。その基本理念はそれでいくといっても、大方、那須塩原市をフラットに考えた場合に、1施設だけ、どう考えてもバランス悪いじゃないですか。そう思いませんか。ただ、それも介した上で予算を組んでくるんでしょうけれども、ただ、前も言ったように、認定こども園にしたらやりやすいんだという話だったので。移行しやすいと。今度法律が変わるので。それは前、再三言っていたんですよ。だって何人かにかけて何千万使っていたわけだから、それは全然合わないんじゃないの。だから、予算をこうやって組むに至っては、そういった話って普通出て当たり前だと思うのね、普通、民間レベルであれば。これはちょっとじゃないかとかかっていう話になって。僕らからしてみれば、イニシャルかけてランニングが下がるんだったらいいんですけども、いつまでたっても何か不透明な部分で、確かに地域間の格差はできちゃうかもしれないけれども、そういったところもしっかり予算を組むときには1回議論をすべきだと思うんですね。そういったことは別に今回はやっていなかったという判断でいいんですか。

鈴木委員長 庁内で議論したのかっていう。

課長。

菊地子ども課長 計画自体については、庁内の会議の調定会議、庁議には諮って計画についての、まあ去年からですけども、計画については基本了解は得て進めている事業ということで理解しております。

鈴木委員長 大丈夫ですか、部長。

松江保健福祉部長 櫻田委員おっしゃるところというのはもっとも、大変大きいところがあるというふうには私も思います。ただ、そうであっても、塩原の地に教育、保育の場を現時点においては確

保することのほうが、より、市の役割として大きいという判断をあえてしたというところがあるのであいう計画になっているというふうに聞いているところでございます。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 58ページの2項2目保育事業推進費の給食献立栄養計算ソフト保守ってあるんですが、先ほど、献立を市で全部決める、つくるというニュアンスとして受けとったんですが、献立そのものを全部つくるのか、それとまたその栄養計算だけをするのか伺います。

鈴木委員長 もう少し詳細にということ。

課長。

菊地子ども課長 市の公立保育園12園についての献立と、その献立に伴うカロリー計算とか栄養計算、それをつくるための保守ということで、これも従来は健康増進課に管理栄養士がおりましてそこをお願いしていたというような、保健福祉部内で。そういう予算なんですけれども、今年度、27年度からは子ども未来部の子ども保育課の中にこの予算を持ってきてやっていくというような位置づけの予算でございます。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 わかりました。

続きまして、先ほど車両の説明のときに、連携保育士というふうに言われたんですが、その連携保育士というのはどういう保育士なのか、もう一度ご説明いただければ。

鈴木委員長 詳細に。

課長。

菊地子ども課長 なかなかちょっとイメージがつかみにくいと思うんですけども、基本的には、立場としては副園長先生の立場の人を想定しておりまして、旧黒磯地区には現在のところさくら保

育園に1人配置しまして、西那須野地区には永田保育園に配置しまして、あとは、その地区の小規模保育事業とか家庭的保育事業をやっているところ、そこを、ここに車を置いて常時何かあったときにはすぐに回れるとか、定期的に回って行動もできるような、そのために使う車です。結局、指導・助言するというか、そういう立場の先生です。

相馬委員 わかりました。

63ページの下から2段目、保育園管理費の事業で、保育所広域利用運営費1800の事業で、広域入所というものを、すみません、もう一度詳しくご説明いただければと思います。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 広域入所というのは、那須塩原市に住所がある方で、那須塩原市の保育園などを利用すれば全然問題はないんですけれども、お仕事の都合とか、また、ほかから来て那須塩原市に住んだだけけれども、また前のところに今ちょっと子どもは通いたいということで、実際は本市に住所があっても、那須町とか大田原とか矢板とか、そういうところを利用する方たちに対する保育園の委託料ということです。

中には例外として、里帰り出産なんかをするために、新潟とか青森とかで入所する方もいらっしゃいます。メーンは大田原が一番多いです。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 従来の事業だというふうなご説明だったのですが、昨年度の予算だと2,700万で、ことは6,000万、倍以上になっているかと思うんですが、そうすると、大田原に行く人がものすごくふえているという認識でよろしいんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 特にふえているということではなくて、新たに27年度から認定こども園とか広が

りまして、結局、受け皿がほかの自治体でも多くなってくるということを想定しまして、そういうところも利用することも想定してまして、ですから結果的には利用する方がふえるということになってしまうかもしれないんですけども、あくまでも予算ですので、これまでの実績と、あとは年間の見込み数を見込んで平成27年度は予算計上してあります。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そうすると、利用者が倍になるということではなくて、あくまでも予算的に倍ぐらいの予算でしたということですか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 そうですね。実際に決算ベースでいくと、そんなに倍にはなっておりませんので、これについては補正予算で、多分今回もお願いしであったかと思うんですけれども、結局、これはあくまで、決算の実績を見ると、やはり去年が例えば80人から100人ぐらいあったということであれば、今年度もやはり同じような数字になるかということで計上してあります。

鈴木委員長 ほかにございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 今、相馬委員が言ったところ、ちょっと教えてほしいんですけども、教えてほしいというか聞きたいんですけども、他市町にお子様を預けるといことでの支出する予算だと思うんですが、行政間での単価の違いとか、施設型給付の割合的には、他市と本市はどんな感じなんですか、計算上は差があるんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

菊地子ども課長 確かに、例えば大田原市とうちを比べてみれば、若干の差はあります。

ただ、まだ現時点では、大田原市は新しい部分の料金というものはまだ確定はしておりませんけ



れども、今年、昨年と同じ、余り変わらないという  
ことであれば、そんなに差はないというふうに  
理解しております。

鈴木委員長 ほかございますか。

課長。

菊地子ども課長 すみません、先ほどの広域利用  
の人数がふえたかという相馬委員のご質問なんで  
すけれども、これ、当初予算の質疑のほうで、ち  
ょっとこれもう一度読み上げて、内容が訂正にな  
るのであれば、こちらのほうの内容で私も答えさ  
せていただきたいと思うんですけれども、平成27  
年度は保育園のほか、幼稚園や認定こども園、小  
規模保育施設にも広域利用の費用負担が発生する  
ということになります。これは同じかと思うんで  
すけれども、26年度は、ゼロから5歳児で40人  
を見込んでおりました。27年度は、またちょっとや  
やこしいんです。1号認定、3歳から5歳が58人、  
2号、3号とって、ゼロ歳から5歳児を50人、  
結局108人の広域利用者を見込んだ予算を計上し  
ております。

ですから、利用者がふえるというところ、  
先ほどの答えを訂正させていただきたいと思いま  
す。

鈴木委員長 ほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、  
質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終  
了いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予  
算を原案のとおり可決すべきものとするにご  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第6号は全員異議なく可決すべ  
きものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で  
委員の皆さんから何かございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 (子ども未来部設立記念について)

鈴木委員長 ほかに委員の皆さんからございま  
すか。

齊藤委員。

齊藤委員 (保育士確保の状況について)

鈴木委員長 いいですか。

ほかに委員の皆さんからございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 なければ、子ども課のほうから何か  
ございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

〔「私から」と言う人あり〕

鈴木委員長 部長、お願いします。

松江保健福祉部長 (子ども未来部新設に引越  
し作業について)

鈴木委員長 それでは、子ども課の審査を終了  
いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時02分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を

開きます。

#### 高齢福祉課の審査

鈴木委員長 高齢福祉課所管の常任委員会審査を行います。

高齢福祉課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願いを申し上げたいと思います。また、発言がある場合には、挙手をお願いしたいと思います。

#### 議案第31号の説明、質疑、討

##### 論、採決

鈴木委員長 それでは、議案第31号那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

大武高齢福祉課長（議案第31号について説明。）

鈴木委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありますか。

高久委員。

高久委員 ちょっと教えてください。

経過措置が設けられるのは、全部で3つということではないんですか。

大武高齢福祉課長 4つ。先ほど言った第3号ですけれども、第3号については、介護予防日常生活支援総合事業、これを29年3月末まで。それから、第4号が医療協会の連携の推進、これが30年3月まで。

すみません、第3項、第4項、第5項の間違いです。

第4項が医療と介護の連携の組織で、30年3月末。それから、第5項が生活支援サービスの充実で、30年の同じく3月末。それから第6項、これが認知症対策の推進で、同じく30年3月末ということで、事業の中身4つに分かれます。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 29年3月が1つの、あとは30年3月というのが3つということによろしいんですね、ありがとうございました。

鈴木委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

高久委員。

高久委員 まず、保険料が13.3%引き上げになるということと、あとは経過措置を使って29年3月と30年3月にするというものだと私理解しました。そういう中で、一番の反対の理由は介護保険の保険料が引き上げられるということで、これは反対したいと思います。

あとは、予防介護のほうがこれは伸びていくということなんです、やっぱりこれは伸びていく中には、そういう体制がしっかりできていないので、もちろんボランティアなんか使うというのも出てきましたので、そういうボランティアの確保の問題と質の問題、あわせてどうもこの財源が消費税ということで、財源そのものも非常にふさわしくないと。人、介護、そういう大事な社会保障の中でありながら消費税に頼ると。

いずれも、これもまた介護保険の構造的な欠陥もあるんですが、いずれ足らなくなる、また上げると、これの繰り返しに際限なく繰り返していく

この制度そのものがもう根幹から直さない限り保険料の引き上げというのは、これはずっと続くものだというふうに私理解しているんですが、こういう内容から根本的な対策をしない限り、もちろん国のこの制度を変えない限り、これが続くんだというふうに理解していますので、そういう意味からもこれは反対したいと思います。

鈴木委員長 ほかに討論ございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

ご異議がございますので、議案第31号については挙手により原案のとおり審議したいと思いますけれども、ご異議がございますので、挙手により採決いたします。

議案第31号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

鈴木委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第31号 那須塩原市介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号の説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 次に、議案第44号 第6期那須塩原市高齢者福祉計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

大武高齢福祉課長 （議案第44号について説

明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありますか。

高久委員。

高久委員 一番最後に出た基盤整備の問題で施設整備の問題、これはいつごろにこういった待機者がある程度解消できるのかなということなんですけれども、目安として。

鈴木委員長 課長。

大武高齢福祉課長 例えば、老人ホームの待機者がということだとは思いますが、現実的になかなか施設整備は進めても、当然需要と言うと変ですけれども、高齢者もふえてきますので、じゃ、例えばこのまま第7期になり、第8期になれば限りなくゼロになるかということ、なかなか難しい問題があると思います。

それから、例えば第5期でもありましたけれども、公募はしても手を挙げてくれる事業者が少ないということも考えられなくはない。要するに、施設つくってもたくさん入っていただいて採算がとれないと、いかに社会福祉法人といえども、なかなか手を挙げてくれないという実情もありますので、当然事業をするほうとすれば、その辺も見きわめながらやっていかなくてはならないということなので、その辺も含めて公募をかけたり、整備事業計画をつくったりしてはいますけれども、じゃ、明確になれば限りなくゼロに近づくのかというのはなかなか現実問題としてはお答えしにくい、お答えできているのかなというふうには考えてございます。

以上です。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 別な角度から。現在施設がありますけれども、施設に勤務者が足りなくて、施設はある

んだけど、あいているよというような状況はあるんですか、ないんですか。

鈴木委員長 課長。

大武高齢福祉課長 例えば、特別養護老人ホームなんかはほとんど現在、今あきはないぐらい、もちろんですよね、待機者がいるんですから。それで、例えばそこに勤める介護職員がいなくて受け入れられないというようなことは、今の時点ではないというふうに考えています。聞いてはいないようです。

鈴木委員長 ほかにございますか。ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

高久委員。

高久委員 やっぱり一番深刻な、市のほうの努力もある程度理解できますが、やっぱり保険料を取っているながら施設を利用できないという保険加入者がいるというのは、やっぱりこれは許されないということで、反対しておきます。

鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、討論を終了いたします。

ご異議がございますので、挙手により採決をいたします。

議案第44号 第6期那須塩原市高齢者福祉計画についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

鈴木委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第44号 第6期那須塩原市高齢者福祉計画についてを原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号の説明、質疑、討論、

採決

鈴木委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に審査を切りかえます。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

大武高齢福祉課長（議案第6号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 55ページなんですが、敬老事業（3001事業）、これは去年も聞いたと思うんですが、もらう2,000円の券ありますよね。あれは非常に使い勝手が悪いという声を市民から聞くんですが、この予算を決めるに当たって、そういったことは考えたでしょうか。それはなぜかということ、孫を買い物に連れていったときに使えないと言われるのが結構ショックみたいなんだよね、俺に相談してきたおじいちゃんは、こんな券、しょうがないという話なんだけれども、いやいや、それは市のほうとしても使い勝手の悪い券というのは十分認識していますよと。去年も言ったと思うんですが、そういった声もあるんですが、同じように、その予算のあれなんですけれども、この券について庁内でそういった話、この決めるに当たって出なかったですか。

鈴木委員長 課長。

大武高齢福祉課長 そういったご意見は、実は櫻田委員さんからも決算のときにもいただいておりますので、重々承知しております。

実際、今予算はここで上げさせていただいておりますけれども、実際にどういうものにするかとか、やり方については、もちろん去年もやらなかったわけではないんですけれども、この辺、でも引き続き検討していきたい。

特に、商工会とか、そちらに働きかけて、何とか共通、全市使えるようなものはできないのか。特に、今回はほかの予算措置、ほかの部分になりますけれども、いろいろそういった市内共通のものというような考えもありますので、その辺1つの契機にして、何とかこれもというような話の持っていく方ができればいいなというふうには考えています。申しわけないですけれども、まだどうなるかは本当にわかりませんけれども、そういうふうな話は持ちかけていきたいというふうには考えています。

以上です。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 ぜひ予算を通すように頑張りますので、その辺は関係団体と密に、これは市民も非常に楽しみにしていると思うから、その辺もちょっと。なぜかという、その敬老の人たちの何かすごい削減されているような意味なんだけれども、もらったらもらったでやっぱり有効に使えるような、そこは少し行政のほうも一歩踏み込んでちょっと考えてもらえばと思うので、その辺はよろしくお願いします。

鈴木委員長 要望ということでよろしく申し上げます。

櫻田委員 すみません。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

金子委員。

金子委員 55ページの高齢者居場所づくりの街中サロン事業、これは例年どおりということ言っているんだけれども、西那須の場合、以前がかなり多い予算でやっていたのを減らされたと言っちゃあれなんだけれども、うんと減らされてしまって、そして立ち行かなくなるような状況ということでもいつも訴えられているんだけれども、今3つになって、そしてその中身の精査というか、そういうことはよく考えてやっているのかどうかということ。精査すると相当差があるというか、それからサービスの種類もちょっと違っちゃっている、それこそ送迎まで、余計なことと言ったら余計なことなんだけれども、送迎まで、以前からそういうのをやっちゃっているものだから、そういうことをやっていたり、そういう差ができちゃっているんだけれども、もうとてとてもやっつけられないというふうな状況をいつも訴えられているんですけれども、その辺のところはどういうふうに精査しているかどうかをお聞きしたいんですけれども。

鈴木委員長 課長、話の途中なんです、審議の途中なんですけれども、亡くなれた方に対してのご冥福を祈って、黙禱をお願いしたいと思います。起立して。

〔黙禱〕

鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き会議を開きます。

課長。

大武高齢福祉課長 街中サロン事業ということですけれども、おかげさまで現在、3つの駅前に3カ所、駅で活動をしていただいています。特に、一番最後にできました東那須野地区が丸2年を迎えて、今度は27年度で3年目ということになります。

確かに、金子委員さんおっしゃるとおり、利用

者の数は本当に当然歴史も違いますので、差がございます。それはもちろん重々承知しておりますので、古くからやっているところと新しいところと同じ土俵で全くというのはなかなか難しいとは思いますが、当然新しいサロンも3年目を迎えるに当たって、やはり何らかの差と言うと変ですけども、利用者の実績に応じた何らかの方法、それなりの見直しをしていく必要はあるのかなというふうには感じてはございます。というところで、いろいろ事務局のほうでもどういう形でそれを反映できるか、まだ当然、事業者さんのほうとも相談しなくちゃなりませんので、その辺は相談を進めていくように準備はしておりますので、私どものほうでもそういった認識は持っていて、何らかの形でその辺の調整は図ってきたいというふうには考えてございます。

以上です。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 調整を図っていってくれるということで、ぜひその実態をつかんで、それでよく話し合っていて、納得のできるようなあれをしてもらいたいと思います。納得できれば問題はないので、全国からもう本当に視察に来て、非常に全国でもモデルになるようなサロンだと思うんですね。よろしくお願いします。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、

討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第6号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第9号の説明、質疑、討論、

採決

鈴木委員長 次に、議案第9号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

大武高齢福祉課長 （議案第9号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 168ページ、真ん中、介護保険制度改正システム改修の中に社会保障・税番号制度と、これもやっぱり税金つかむのと同じようなシステムの中で介護の必要な人をつかんでいくということなんですか。

鈴木委員長 課長。

大武高齢福祉課長 具体的にどういうシステムかは、ちょっと私もなかなかわからないんですけども、やはり当然ほかのシステムとの連携があるということなので、そのデータのやりとりなんかをするために改修していく必要があるということ  
で計上したものというふうに理解しています。

以上です。すみません。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。ありませんか。いいですか。

大野副委員長。

大野副委員長 すみません、169ページの介護認定調査員ということで出ているんですけども、認定調査員の数は実際足りていると思いますか。

鈴木委員長 課長。

大武高齢福祉課長 調査員さんは、今現在10人の方をお願いしてやっています。確かに、申請の件数もふえてはきていて、なかなか調査員さん大変だと、忙しいという話は私どもも聞いています。

なおかつ、あくまでも臨時職員という立場ですので、場合によっては自己都合で途中でおやめになる方ももちろんいらっしゃいまして、通年、1年間を通して10人フルでというのはなかなか難しいのが実態なので、その辺はちょっと対応には苦慮をしているところではありますけれども、何とか今の時点ではできるだけばつきの出ないように研修なんかを受けていただきながら対応しているような実態です。

鈴木委員長 大野副委員長。

大野副委員長 先方さんの都合で、何日の午前中とかというふうにも多分指定されちゃうと思うんで、結構大変な業務だと思うんで、10名いらっしゃいますけれども、どんどん認定を受けている方が今おっしゃったようにふえてくるのは確実ですんで、職員充足のほう、ちょっと考えていただければなというふうに思います。

以上です。

鈴木委員長 要望ということで。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木委員長 それでは質疑がないようすので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論はございますか。

高久委員。

高久委員 先ほど税番号制度システム、これを介護保険にも使うということで、私のほうでは国会の審議などを見ていると、これは利用抑制化、さらに審査を厳しくして利用抑制、使わせないという方向にどんどん進んでいくということで、ちょっとこれは認められないよということです。

鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

ご異議がございますので、挙手により採決いたします。

議案第9号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

鈴木委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第9号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは高齢福祉課の皆さんから何かございますでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは高齢福祉課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで、執行部の交代のため暫時休憩いたします。

す。3時15分から再開いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 国保年金課の審査

鈴木委員長 国保年金課所管の常任委員会審査を行います。

国保年金課の皆様申し上げます。議案の説明に当たりましては簡潔明瞭をお願い申し上げます。

また、発言がある場合には挙手をしてからということで、よろしくをお願いいたします。

#### 議案第32号の説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、議案第32号 那須塩原市こども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。課長。

稲垣国保年金課長 （議案第32号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 これで市のほうのペナルティーというか、今まであったと思うんですが、市のほうが就

学児までやっているということで県よりも高い現物給付をやってくるということで、これはどのぐらい市のほうの負担が減るんですか。

鈴木委員長 課長。

稲垣国保年金課長 これは一般会計の歳入の中で医療助成の金額が計上されております。当然、ペナルティーが4分の1から2分の1の県の制度に戻るといって、上がります。その部分で歳入が増額されます。

以上でございます。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 具体的に。

稲垣国保年金課長 その対象範囲のペナルティーはなくなりますということです。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 具体的に金額を教えてください。

鈴木委員長 課長。

稲垣国保年金課長 具体的な金額ということでよろしいのですか。

高久委員 去年とことしを比べて。

時間がかかるようだったら、後でわかったら教えていただければ、それで結構です。

鈴木委員長 課長。

稲垣国保年金課長 後で資料のほうを提出させていただきます。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 たまたま聞いたのは、群馬県というのは中学3年まで現物給付なんですね。中学3年生まで県でやっている。非常に医療費が安く上がっていると。

あと、ペナルティーは、群馬県は県全体で取られているのが8億円とされています。それで、8億円あれば高校生まで完全無料化できるというような、そういうことを群馬県が言っているものですから、たまたまそういうことを聞いてみまし



た。ありがとうございました。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

議案第32号 那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第32号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第6号の説明、質疑、討論、

採決

鈴木委員長 それではここで福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切りかえます。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長（議案第6号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございますか。質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論はございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第6号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第7号の説明、質疑、討論、

採決

鈴木委員長 次に、議案第7号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長（議案第7号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありますか。

高久委員。

高久委員 質問でもしたんですが、財政調整基金の主な使い道、予定しているところ、言っていたきたいと思います。

鈴木委員長 課長。

稲垣国保年金課長 財政調整基金は、基金条例で規定されております。その中でやはり一番大きな使い道といたしましては、療養給付費、医療費のほうに充当されるものと考えております。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 この医療費ということなんですが、例えばこれ、私よくわからないことがあって、予防

医療ということ、医療の予防関係にこれ使うというふうな、そういうことはできないんですか。

鈴木委員長 課長。

稲垣国保年金課長 条例上、保健事業というの含まれております。その中で、今回説明した人間ドックとか、そのようなものにも使うことはできると思います。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 これだけ豊かな財政調整基金があるので、もっとこう、市独自にそういった予防などに使ってもいいのかなと私思うんですけども、その辺はどうなんでしょう。新たな計画というのはあるんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

稲垣国保年金課長 特に新たな計画はございませんが、調査研究を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

高久委員。

高久委員 やっぱり反対するのは、税番号制度のシステムもこれも適用されると。152ページのところ、そういうふうに、一般管理費ということで1001事業ということで、ここに3,400万計上されているということ。

あとはやっぱり、財政調整基金は理解しますが、やっぱり市民から預かった大切な財産ということで、市民に還元すべきという点で、その新たな予防事業というのはこれから検討というお話だと思っておりますので、そういったものを早急につくっていただきたいという要望とあわせて、有効な活

用をしていかないと、自治体と県との協議というふうな話になっているんだと思います、この財政調整基金の扱いは。できるだけ市民に還元するという立場で、反対ということにしたいと思っております。

鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

ご異議がございますので、挙手により採決いたします。

議案第7号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

鈴木委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第7号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号の説明、質疑、討論、

採決

鈴木委員長 次に、議案第8号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲垣国保年金課長 (議案第8号について説明。)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

高久委員。

高久委員 やっぱりここにも税番号制度が入ってくるということで、この税番号制度というのは、これはアメリカの保険会社の強い要望で、自治体の職員を営業に使うというような含みもあると聞いています。本来ならば保険会社とか、そういう会社が自分のところの営業経費として計上すべき経費を、自治体を使ってこういう制度に、この制度を持ち込むことによって使うと、この制度がいずれこう民間に出ていくということで、その営業やそういうところに使われると。今はもう計上されていないけれども、いずれつなげてそういうふうにご利用されるということもあるので、本来は自治体が出すべきお金ではないという形から、反対します。

鈴木委員長 討論、ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

ご異議がございませんので、挙手による採決をいたします。

議案第8号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

鈴木委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第8号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 なければ、国保年金課の皆様から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、国保年金課の審査を終了いたします。お疲れさまでございました。

その他

鈴木委員長 これで保健福祉部の今定例会における審査は終了となりますが、保健福祉部全体として何かございますか。

委員の皆さんから何かございせんか。

部長のほうで何かございますでしょうか。

松江保健福祉部長（挨拶。）

鈴木委員長 なければ、以上で保健福祉部の審査を終了いたします。大変お疲れさまでした。

散会の宣告

鈴木委員長 以上で、本日予定していました審査は終了いたしました。

明日12日は教育部の審査を午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時48分

## 福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

平成27年3月12日（木曜日）午前10時開会

### 出席委員（7名）

委員 長 鈴木 紀	副委員 長 大野 恭 男
委員 相馬 剛	委員 齊藤 誠 之
委員 櫻田 貴 久	委員 高久 好 一
委員 金子 哲 也	

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

教育部 長 伴 内 照 和	教育総務課長 小 林 一 恵
教育総務課長補佐 薄 井 信 一	総務係長 相 馬 智 子
教育総務課学校整備推進室主査（係長級） 加 藤 正 之	黒磯学校給食共同調理場長兼業務係長 高 根 沢 威 夫
共英学校給食共同調理場長兼業務係長 大 澤 博 美	西那須野学校給食共同調理場長兼業務係長 神 島 智 行
学校教育課参事兼学校教育課長 伴 真 貴 子	学校教育課長補佐 後 藤 修
学校指導係長 藤 田 健 司	英語教育推進室長 荒 井 毅
児童生徒サポートセンター所長 沼 野 井 孝 子	生涯学習課長 稲 見 一 美
生涯学習課長補佐兼生涯学習係長 小 出 浩 美	文化振興係長 小 池 久 史
青少年係長 添 谷 弘 美	那須野が原博物館館長兼学芸普及係長 金 井 忠 夫
黒磯公民館長 川 嶋 勇 一	スポーツ振興課長 宇 都 野 淳

スポーツ振興  
課長補佐兼  
管理係長

高 橋 力

スポーツ振興  
係 長

大 野 薫

出席議会議務局職員

議事課長補佐  
兼議事調査  
係 長

増 田 健 造

議事日程

1. 開 会

2. 教育部長挨拶

3. 審査事項

〔生涯学習課〕

- ・議案第46号 那須塩原市放課後児童クラブ整備計画について

予算審査

- ・議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

〔教育総務課〕

- ・議案第27号 那須塩原市立学校の設置に関する条例の一部改正について

予算審査

- ・議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

〔学校教育課〕

- ・議案第33号 那須塩原市立小中学校教科用図書選定委員会条例の廃止について

- ・議案第34号 那須塩原市・那須町採択地区協議会の設置について

- ・議案第45号 那須塩原市いじめ防止基本方針について

予算審査

- ・議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

〔スポーツ振興課〕

- ・議案第15号 那須塩原市ホースガーデン条例の制定について

予算審査

- ・議案第 6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算

4. その他

5. 閉 会

開議 午前10時00分

開議の宣告

鈴木委員長 皆さん、おはようございます。

教育部の審査

鈴木委員長 それでは、ただいまから教育部の審査を始めます。

初めに、伴内教育部長のほうからご挨拶お願ひしたいと思います。

伴内教育部長 (挨拶。)

鈴木委員長 ありがとうございます。

生涯学習課の審査

鈴木委員長 それでは、生涯学習課所管の常任委員会審査を行います。

生涯学習課の皆様へ申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願いを申し上げます。

また、発言がある場合には必ず挙手をしていただき、よろしくお願ひをしたいと思います。

議案第46号の説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、議案第46号 那須塩原市放課後児童クラブ整備計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲見生涯学習課長 (議案第46号について説明。)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 15ページの利用者数の推計のところ、寺子小、波立小、金沢小、塩原小学校は利用者がないという状況になっておりますが、寺子小、金沢小、塩原小は統合するということになっておりますが、今後こういうところについては、全く記述はないようなのですが、どういうふうな場で検討されて、どういうふうなお考えなのでしょう。伺います。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 特任校としてピックアップされている小学校につきましては、もともとその結果を見て小・中学校の統廃合を検討するということなものですから、そうなりますと今の時点で検討するということと言いますか、それについて具体的な計画はちょっと立てられないということで、そのような形でそれについては入っておりません。

寺子小は今回、鍋掛小学校と統合になりますが、鍋掛のクラブのほうで人数を見ております。入れて見ております。

鈴木委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第46号 那須塩原市放課後児童クラブ整備

計画についてを原案のとおり可決すべきものとする  
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第46号は全員異議なく可決すべき  
ものと決しました。

議案第6号の説明、質疑、討論、  
採決

鈴木委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員  
会を予算常任委員会（第二分科会）に切りかえま  
す。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予  
算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲見生涯学習課長 （議案第6号について説  
明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許  
します。

櫻田委員。

櫻田委員 139ページです。

成人式の話なのですが、事務的経費だと大体思  
うのですが、あの成人式を見て、黒磯なんですけ  
ど、僕担当がね、今回の。同じ金の使い方、あ  
の成人式を本市としてはあんな感じでいいと思  
っていますか。成人式を。それはなぜかと言うと、  
先日、中学生の卒業式終わりましたね。日新中  
ですとわかると思うんですけど。約2時間ですよ  
ね。成人式45分なんですよ。おおむねね。あれじゃ、  
どうなのっていう感じで、予算を組むときにこれ  
で成人式いいのかなという、そういった話は出ま  
せんでしたか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 成人式をやるためにアンケ  
ート調査をさせていただいております。実施方法や、  
それから場所、内容というものについてのアンケ  
ート調査をさせていただいておりますが、おおむ  
ね皆さん満足されているということが1つ。それ  
から、これは実行委員会制度でございますので、  
各地区からたくさん子どもたちという新成人  
者を集めまして、前の年から実行委員会でどん  
なことをやるかというのを検討させていただ  
いて、その中でやらせていただいております。自分  
たちで計画して自分たちでやる成人式。実際には、  
これは去年と同じでいいんじゃないかと、そう  
いう話になってしまうのかもしれませんが、  
今のところイニシアチブは新成人の実行委員会  
ということでございますので、私どもは特に大き  
な変更をしなきゃならないというような、せ  
っぱ詰まったような気持ちは持っていないと  
ころでございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 確かに執行部の人たちで準備を  
したり、3カ所ね。非常に、ご苦労は十分わか  
っているのですが、式というものは基本的  
には、成人式に限らず結婚式、入学式、卒  
業式、いろいろな部分の式ってすごく人生  
において大事だと思うんですけど、であ  
れば、確かに、僕らが現場で見ている  
のは別に45分間ぐらいタバコなんか吸  
わなくていいんじゃないかと。じっとして  
見てるよと。中学生のときおまえらで  
きたんじゃないかというようなのをず  
っと見ながらみているのですが、ほ  
かの2会場についてはちょっとわかり  
ませんが、黒磯でやった、余りにも  
ちょっと頻繁に出入りが多過ぎちゃ  
って何がなんだかわからないので、  
こういったことをやるのは非常に、  
やめるとかどうのこのじゃなくて、  
まずこういった予算を決めていく  
ときに毎年ずっとやっていて、反省  
ですね。

恐らくそういった話も出、アンケートに子どもたちが書くとかどうのこうのっていうのじゃなくて、アンケートはあくまでも子どもたちが書いているという形でいいんですかね。そこだけちょっと伺います。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 アンケート2種類ありまして、新成人になった方のアンケートと別に、それから未来の成人者ということで、ことし高校1年になった方々にも何人も3会場にお手伝いに行っていたいております。その子たちからもアンケートを頂戴しております。

ご指摘の件でございますけれども、たかが45分ぐらい静かにできないのというお話でございました。私は塩原会場でございましたが、塩原は人数が少ないということで、ハロープラザで対象者が60人ぐらい。今回はどういいうわけか少なくて40人ぐらいしかおいでいただけませんでしたけれども、少ないということと、会場に余裕があるということで親御さんも一緒に入っていて、そういうこともありまして大変アットホームな、非常に静かな成人式でございました。黒磯は人数が非常に多いということで、また、久しぶりに友達に会うということが一番の楽しみだということもありまして、がやがやしてしまうのではないかなと感じておりますが。

会場の割り振りにつきましても、80%近い方がやはり3会場で作ってほしいというような結果になってございますので、今のところもっといい方法というのはちょっと考えつかない。私ども生涯学習課としては1カ所でやれば一番簡単でございますけれども、そうなりますともっと人数がふえてしましまして収拾がつかなくなってしまう。また、記念撮影のときに長時間拘束してしまうということで、いいアイデアが今のところ見つかって

おりません。

以上でございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 ありがとうございます。

それともう一点なのですが、去年やったなしお博、非常にいい事業だったと思うのですね。今回この予算を組むに当たって、市制10周年に向けての何ら特別な組み方はしなかったのか。あとまた、10周年なのでなしお博をボリュームアップして、もっと何か10周年らしくひな形を付けたり、冠をつけたりという話はなかったのか、その辺をお伺いします。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 今回特に10周年という形で特別な何か冠とか等、事業を実施するという事はやっておりません。ただ、宇都宮共和大学を使ってなしお博をやるということは、今回4年目になりまして、まだまだスタンダードの企画というものが煮詰まっております。

昨年は何とか子どもたちの作品展を1カ所だけでやりたいということいろいろ努力をしたのですが、西那須野で行われる産業文化祭で飾らないと許さないというご意見をいただいて、市がお金を出して行うお祭りに、これは西那須野だけの祭りだ、黒磯だけの祭りだということはあり得ないというふうに考えております。やはり、市の行政がお金を出すということは、市の行政目的に基づいた祭りのあり方というものがあるといいのだと思います。そのために我々は、なしお博1本で子どもたちの作品展をやりたい。ところが残念ながら去年はそういうことで2カ所で作ってしまった。西那須野で展示して、またなしお博で展示したということで、なしお博においていただく西那須野地区の方の数が少なかったのではないかと反省をしております。ことしはもう産業文化祭では



子どもたちの作品展はやりませんと、去年からア  
ナウンスをさせていただきました。今回は、なし  
お博だけで全校の小中学校の作品展をやるという  
ことで、そのような形で持って行って、市民の一  
体化の醸成というもの、10周年という名前はつけ  
ておりませんが一体感の醸成につなげたいという  
ふうに考えております。

以上でございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 3月の一般質問で、うちの齊藤議員が  
質問しましたよね。イベントは回数をやるごとに  
マンネリ化する。祭りはやればやるほど伝統的に  
重んじる、そういったものになると。本市として  
は、なしお博はイベントですか、それともお祭り  
ですか。その所見だけ伺います。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 昨年、なしお博の会場で、何  
で祭りって言わないのですかと。祭りと言えども  
とたくさん人が集まって来ると思いますよ。と  
いうようなご意見を頂戴しました。しかし、なし  
お博を行うに当たって、生涯学習市民会議の皆さ  
んと徹底的な議論をさせていただいております。  
そこでネーミングから全て、非常に厳しい言葉を  
言われたりしながら企画してきたものでございま  
すので、祭りという言葉は使わないイベントとい  
うふうに我々は捉えさせていただきたいと思っ  
ております。

以上でございます。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 128ページの一番上の市民大学校以下、  
各15の公民館で行うという話なんです。内容と  
しては那須大学であったような講座というふうに  
捉えていいのですか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 これも市の一体感の醸成につ

ながる事業だと我々は考えているのですけれど、  
今まで公民区分事業というのは、その公民館区域  
の人を対象にした事業ばかりでありました。そこ  
にもし人が、定員がオーバーするようときはほ  
かの地区の方を入れるというようなことでやって  
おりましたけれども、やはり市民の一体感の醸成  
のためには黒磯に住んでいる人が西那須野の公民  
館に行く、塩原に行くというような、そういう人  
の流れがどうしても必要なのではないかなと考  
えております。

そのためには各公民館で特色あるもの、特色あ  
る地域、そういうものを前面に出して、それから  
南公民館などでは大きな陶芸の窯を持っています  
ので、それだけでも陶芸の南公民館と言われてお  
りますから、そういうような形でその各地区の特  
色を生かした講座をやっていただいて市全体から  
集まっていたらこうと、そういうような考えでや  
っておりますので。

宇都宮共和大学を使った、私ども生涯学習課が  
直接行う市民大学とはちょっと毛色が違った各公  
民館でやる市民大学、市民全体を含めた市民大学  
というように考えております。

以上でございます。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 参加する市民、どのくらい見込んでい  
るのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 これ各公民館で現一生懸命  
計画しております。先週の公民館長会議の中でも、  
こんなことをやりたい、あんなことをやりたいと  
いうことで計画を出していただきましたけれども、  
これはもうちょっと考えていただけませんかとい  
うような要望もこちらから出してありますが、そ  
の各講座の定員数というのはやはりおのずと決ま  
ってまいりますので、15人から20人ぐらいの講座

が一番多かったと思います。

以上でございます。

鈴木委員長 ほかございますか。

金子委員。

金子委員 135ページで文化振興事業の中で、真ん中ぐらい、小学校演劇公演と小学校演劇公演ワークショップ、これが一緒にやるものかということと、それから幾つの小学校でこれをやるのかと。そして、どういう出し物を予定しているか。

それから、その下の中学校オペラ鑑賞教室バス借り上げ、これは何年生を何人ぐらい予定しているのかをお聞きします。

鈴木委員長 2点でいいですか。

金子委員 この、県の巡回伝統芸能公演についてもちょっと。

鈴木委員長 3点について。

金子委員 あとその後、また。

鈴木委員長 わかりました。135ページの委託料の小学校演劇公演からということですね。3点。よろしく。

課長。

稲見生涯学習課長 まず、小学校演劇公演でございますが、今年度は6校の小学校を予定しております。この演劇公演には290万円程度の予算が出ております。

この後ろの小学校演劇公演ワークショップでございますが、これはその演劇公演をする小学校でワークショップを実施します。公演の1週間や2週間ぐらい前に劇団員がそこに行きまして、子どもたちと話をしながら演劇についてのワークショップを行います。演劇の表現方法、語り口の方法などの話をいたしまして、子どもたちの表現方法、表現の仕方の向上を促すということと、その後行う演劇公演に非常に食いつきがよくなると。そのときにワークショップで教えていただいた方々が

演劇をされるわけですので、非常に理解度も高まるということで相乗効果が生まれるということでございます。この演劇公演のワークショップでは52万9,000円もの予算を付けて、2つを合わせて実施するということになっております。

それから、中学校オペラ鑑賞教室のバス借り上げでございますが、これは全中学校の2年生を対象に行っておりますので、2年生の学年全てですので、1,000人から1,100人ぐらいの学年全員でございますので、この額になります。

それから、もう一つは県巡回伝統芸能公演でございますが、これは那須塩原、大田原、那須町を巡回して、毎年当たり番があるのですが、27年度は那須町に当たっておりましたが、那須町が何かちょっと開催できないということで、今年度那須塩原さんでいかがですかということで受けた事業でございます。

ごめんなさい。ちょっと言い忘れました。小学校の演劇公演でございます。演目でございますけれども、「おこんじょうり」か「ロマの娘たち」の2つ候補に挙がってしまして、そのどちらかをやるということになっております。

戻ります。県の巡回伝統芸能公演ですが、中学校1校を使いまして、その回り番のうちが今回特別にいただけたということになっております。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 小学校演劇公演のほうは、らくりん座ですか。そうではなく、らくりん座。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 らくりん座でございます。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 その次のページになりますけれども、今の続きで中学校オペラ鑑賞教室。

これについて、もうオペラ鑑賞、先に鑑賞教室のバス借り上げですね、さっきのは、これが270

万の予算。それから、創作劇支援事業が475万という予算になっているわけですが、これについてはずっと前から、ずっと前から2年前から1割減かな。創作劇のほうは、今5%減。減らされてはいるけれども、ずっと以前から、この形で毎年続いているわけですが、これの内容について、ちゃんと精査してこういうふうになっているのか。ただただ毎年同じことで予算要求をしているだけなのか。

ということは、オペラのほうは非常にご存じのように費用がかかるんです。そして、やはりある程度いいものをやらないと、もう見る人がいなくなってしまうと余り。

結局オーケストラもあるし、それから、もちろん歌が中心ですが、歌があって、そして、ソリストがいて、そういうものですから。創作劇のほうと比べて、創作劇は大体毎年同じ出し物が出ていると思うんです。それと比べて、もう非常に費用がかかるということと、オペラのほうも、この前の公演でも教育長も言っていましたけれど、ものすごく努力していいものをつくり上げているということで、こういうのをもう少し、ちゃんと精査してやっているのかどうか。そういう精査した上でのこういう予算づけをしているのか、ちょっとお伺いします。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 中学校オペラ鑑賞プロジェクトでございますが、ことし行ったものは去年と演目も変えておましてやっておりますが、鑑賞教室は中学校の子どもたちに公演を見せていただくと。生のものを見ていただくということに主眼を置いております。

演奏される代表の方からも、毎年非常に態度がよく見ていただいて、すばらしい鑑賞態度だというふうにお褒めの言葉を毎年頂戴しております。

これにつきましては、そういうことで中学生がオペラという生のものを体験するという一方で、何とかこの金額でお願いしたいということで、お願いしているものでございます。

ただ、側面としましては、これをやっています合唱団の方々も、1日別に日にちをとって、料金を取って、演奏をしているわけでございますので、自分たちも生涯学習の一環という側面もございますので、これについては安定した運営がなされているのであろうと我々は考えております。

それからもう一つ、創作劇の支援事業でございます。これは既に15年以上続いておまして、このような形で公共団体が演劇団体にお金を出して、15年以上続いているなんていうのは、日本国中にならぬであろうというふうに言われております。

これについては、やはり別の側面がございます。開拓史を忘れないようにしようという、そういう文化的な部分が非常に大きくなるというふうに考えています。

それからもう一つは、この劇団に、たくさん子ども達が出演しますが、その子どもたちがどんどん代わりをしていって、そして、高校、大学を卒業した人が、また戻ってきて大人の役でやるというような、そのような大きなサイクルも生まれてまいりました。

ですから、そのようなことを考えましても、この事業を安定的に行われてきているのではないかなど。ただ、やはり、予算を上げてほしいというお声は、あちこちで聞かれますが、その部分は自分の生涯学習でもあるんだということを理解していただいて、何とかこれで我慢してやっていただきたいというふうに考えております。

特にオペラ鑑賞教室などにおきましては、生涯学習課の職員全員が文化会館に行きまして、オーケストラピットをつくったり、また戻したりとい

うような作業もやって、そのような形で全面的にバックアップをさせていただいておりますので、この金額でやれば、その方向でよろしく願いしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 それは、本当に課長の言うことわかるんですけども、オペラ鑑賞は多分中学生のと、それから、一般を対象にしたのと二度やっているわけですけども、やはり、これをこれだけ長くこれも続いているわけですけども、長く続けるのには、余りちょっとレベルが低いと、やはりどうしてもお客さんもそれから中学生も、何だ、こんなものかというふうなあれになりがちなので、これはもう結局、歌手とそれからオーケストラなんかは、もう毎年少しずつレベルが上がっていくんですけども、歌手に関しては、どうしても費用がかかってしまう。

しかも、毎年のように演目も変えているということで、非常にオペラはお金がかかるものですから、課長のほうに余り来ていないのかもしれないけれども、私どものほうへは、もう何とか資金がもう少し補助が出ないのかと。270万はもう1割減らされている金額ですから、まず、それを戻したいということと、それから、さらにもっと本当にいいものをつくって、市としてもつくっていくべきではないかということ。その創作劇と比較して非常に、それは比較することも必ずしも適当じゃないけれども低過ぎるということが、たくさん要望が来るものですから、一応それは要望としてお伝えしておきたいと思います。

次に、次の文化財保護事業ですけども、この賃金ということで、これはこの賃金は、どういうところでどういう所属になるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

鈴木委員長 係長。

小池文化振興係長 こちらの賃金は、国の重要文化財の青木邸の窓口案内人2名の賃金になります。鈴木委員長 金子委員。

金子委員 それから、次に図書館管理、これは137ページ、図書館管理運営事業の中で、図書の購入費というのはどういうふうになっていますでしょうか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 委託料の中、1本で見えております。

毎回、購入図書については、全て生涯学習課まで起案が回ってきまして、それで各公民館、各図書館で全ての委託料の中から出しております。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 それで、その費用のほうは公にできるんですか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 もちろんできますし、図書館協議会の中でもその数字は出してやっている。

図書だけでなくAV資料、CDやDVDなども購入しておりますので、全てそれも公にできます。

ただ、申しわけありませんが、細かい資料、きょう持ってきていないもので、幾らになっているのかちょっと申し上げられないものですから。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 では、後で黒磯図書館が幾ら、それから西那須野図書館が幾ら、後で教えてもらいたいと思います。

その下の、黒磯文化会館管理運営のところ、一番下の、施設振興公社運営費というのがありますが、これはどういうあれでしょうか。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 これも既に議決を頂戴していると思いますが、今まで施設管理公社というもの

がございまして、西那須野にあります健康長寿センターや文化会館、それから、グリーングリーンなどが、管理していると思うんですが、その公社が今回は、ほかのところの維持管理をやめて、文化会館だけに特化するということになりました。

そのために、昨年までは財政課が施設管理公社の担当ということで、そこに対する運営費の補助金を出しておりましたけれども、今回はその施設管理公社が文化会館だけなので、生涯学習課で担当してほしいということになりました。

これは事務分掌ほかの変更につきましては、全部議会のご承認を12月の時点で頂戴いただいたと思うんですが、それで財政課から出していたものが今度、生涯学習課から出るというようなことになりました。

以上でございます。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 その次の、黒磯文化会館整備事業の中で、私、一般質問した関係で大ホール地下、客用トイレ洋式化、これのちょっと内訳、教えてもらいたいんですけども。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 先ほどちょっと申し上げましたが、設計監理で90万円、そして、大ホール地下の客用トイレの洋式化で661万7,000円の予算がつきました。

大ホールにあります男子用の大便器。今まで2つだけしか洋式化されておりましたから、今回、4つ全部洋式とするということになりました。

それからもう一つ、女性用のトイレでございますが、やはり今まで2つしか洋式化されておりましたが、9個全部洋式化になるということになり、その予算がつきました。

以上でございます。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 ということは、地下もこれ、入っていますか、地下トイレ。大ホールの中。

これ、大ホールの地下と上と全部。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 地下ですね。

金子委員 わかりました。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 その次のページ、138ページの博物館管理運営事業でですね、次のところに賃金っておりますが、これは何人で、そして、常勤とか臨時とかがありましたら。

鈴木委員長 館長。

金井那須野が原博物館館長 賃金につきましては、今現在、受付の者が2名、あと学芸職員と言われるものが、今3名ほどおりまして、それに対する賃金になります。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 学芸職員というのは、正職員ですか、それとも臨時職員というか、何かそういうあれがありますか。

鈴木委員長 館長。

金井那須野が原博物館館長 賃金で出ておりますから、臨時職員です。

金子委員 臨時ですね。はいわかりました。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 それからその下、博物館収蔵資料収集課の中で、備品購入費というのがありますが、備品購入費として約250万出ていますけども、その美術品購入ってというのはないんですけども、要求してだめなのか。それとも要求は全然していないのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

鈴木委員長 館長。

金井那須野が原博物館館長 こちらのほうにも書

いてございますように、資料、自然資料、美術資料という形で入っております、来年度につきましては美術資料1点、副工芸を1点購入を予定したいと思っております。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 備品購入ということになっているんですよね。

だから、本当に備品購入という感じで、確かにあれですけども、できれば美術品購入ということで、もう少し要求をしてもらったほうが良いと思って、これは要望でありますけれども。

ぜひ、美術館が毎年このぐらいで終わってしまっているの、なかなかレベルが上がっていかないという問題もありますから、ぜひ美術品購入の計画を立ててもらえればありがたいなと思って。

これは、要望はするべきではないのかもしれない。それから、もう一つ。

日新の館が、ここで全然出てこないんですけども、これはもう博物館の中に完全に入っているのでしょうか。

鈴木委員長 館長。

金井那須野が原博物館館長 今のこの予算の中に全て、3館の附属施設に日新の館も含めまして、3館の館の管理関係、あとは附属関係の予算を全て入れてございます。各事業ごとに入っている。

前の段階では、附属施設の分に出したんですけども、それは全体的に博物館施設という形であるということなものですから、部確保のような形のことになっております、全て入ってございます。金子委員 わかりました。

ぜひ、日新の館もどこかにあると目につくという、ちょっとぜひみんなに理解してもらえればと思うので、日新の館もどこかに出してもらえれば良いなと思っていますけれども、そんな感じで了解です。

鈴木委員長 ほかにはございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 すみません。

先ほど、2点ほど櫻田議員と高久議員が言ったところで、もうちょっと聞きたかったんですが、まず高久議員が言ったほうの15公民館で、市と共催というか、5万円をやる事業に関してなんですが、これ、15公民館にした理由を。

さっきの一体感とはなく、例えば、コミュニティーも取りながら15公民館にしたという理由を、ちょっとお聞きしたいんですけども。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 生涯学習課では、公民館が15個あるんですがということで、全公民館でのご覧いただけます。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 人数のほうも、先ほど20名くらいという話を言われていたと思うんですが、行き来するようなという課長の話と、その20名で果たして、公民館の人数の割合的に、交流が図れるのかというところがちょっと疑問に思ったんですが、そこをもうちょっと説明していただきたいと思います。鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 20名というようにお話をさせていただきましても、各公民館でやる事業は、1クラスの定員が20名ということでございまして、5万円をどのような形で使うのかということは公民館にお願いをしておりますので。

それから、3つの講座をやる場合のところもありますし、それからシリーズ、1つのクラスのシリーズで何回もやる場所もございまして、そこで、15公民館でさまざまな講座をやっている、その1つのクラスの定員が20名ぐらいだろうということでございまして、ですから、実際にはもっともっとふえるというふうに感じておりま

すし、ただ1回、どんと何かやるということではなくて、講座でございますので、シリーズで連続して幾つかやっていただくということになります。鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 そうしたら、せっかくそういう提案があるということなので、年間である程度早く話を決めて、日付をもう15講演回せるように。

決まった日付もぶつかってしまうと、せっかくの思惑が外れてしまうところもあると思うので、ぜひ交流が深まるように、あと文化です。その地域の文化ということやっていただきたいと思えます。

すみません、もう一つ。

先ほどのなしお博のほうで櫻田議員が質疑をしていただきました。

課長のほうで、ちょっとニュアンス的な発言がひっかかったので、去年は産業文化祭となしお博で2つやってしまいましたという話をしていました。経費の問題とかどうではなくて、地域を1つに集めるということに、もうちょっと柔軟な体制をとるべきだと私は思っております。

前回の決算のときというか去年のときも、アンケートをとってくださいと言いましたけれども、とりませんでしたよね。実際、来た方も、どこから来たかわからないというところを言いたかったのは、産業文化祭自体はその日、例えば、西那須地区でやっていたとした場合、黒磯地区でも産業文化祭を行えば、それもいいと思うんです。一体感と言うのであれば、同じ日に同じことを、別な地区でやってもいいと思うんです。

それをなしお博の場所で、あそこの場所でやることは別に構わないんですけれども、去年やりませんって言ったから、ことしはそこでやるんですという強硬的な態度をとってしまうと、また行政主導に戻ってしまうのではないかというところを

ちょっと。

発言を聞いていた僕の解釈ですから、それだけで思ったんですが、今後、例えば、またなしお博をやるに当たってこれだけの期日があるので、作品は全てあそこの場所でやる理由を、市民と一体感をとるからという理由ではなく、環境を全部並べてどうこうするというところをもうちょっと細部にわたって、駆け出しにずっこけてしますと、このさきまた、今までの祭りがなかなか一つにならないのと一緒に、その文化を一つに持っていくわけですから、もうちょっと言い回しとかが、もしやさしくなればいいのかと思って、ちょっと聞かせてもらいたかったんですけども、そういった意味で、もうやりませんと言って強行するのか、もう一度丁寧な説明をして、なしお博に産文祭を持っていくのか。

実質、近い方は、何であっちに持っていったらもうだろうと、どうしても言っているんで、もうちょっと押しが欲しいなと思うんですけども、その辺をもう一度、聞かせていただければと思います。

鈴木委員長 課長。

稲見生涯学習課長 どのような答えを出したらいいかについてはちょっとわかりませんが、やはり、官製の祭りと言いますか、市がお金を出して行った、昔からやられているお祭りとは違ったお祭りなのだと思います。市がお金を出して行うお祭りというのは。

ですから、市の行政目的を成就するためのお祭りなんだろうというふうに考えているわけなんです。ですから、産業文化祭も実行委員制度をとってやっていますが、ほとんど全てが職員の段取りの中でやらせていただいております。

もちろん、長い経過があって、非常に長い間行われていたという点では重要なお祭りだと思いま

すけれども、特に農業畜産課の畜産フェアも一緒に入るといって、それでバーベキューをするために、那須塩原市だけでなく全体からお客さんが集まって、産業文化祭を楽しみに集まってくる。少しずつ変遷というものは必要なのではないかなというふうに思っております。

そのような形で、お祭り自体のやり方を少しずつ変えていくと。我々は、一体感を醸成したいという気持ちから、お祭りの内容も、確かに昨年の産文祭の席で、何で黒磯に持っていくんだといういろいろな意見も頂戴しました。その方からは非常に強く言われたというふうに、私も知っておりますけれども、それでもなおかつ、何とかこれは1つにやりたいとか、産文祭で地域のいい部分も、もちろんそのまま続けていく。だけれども、別のお祭りでもっと新しいみんなが交流できる一つの場所で全ての子どもの作品が見られるというような教育的な見地。

我々教育委員会がなぜ産文祭担当しているんだと、よくいろいろな議員さんからも言われます。何であんたがここにいるのと言われることもございます。

我々教育委員会が担当しているんだから、教育的な見地を何とか生かしたいという考えで、産文祭を児童・子どもたちの作品展は山車を運ぶのに持っていかないでくださいねと。確かに、私も昨年非常にあちこちから厳しい意見を言われまして、ちょっと反発する気持ちもありまして言葉がきつくなってしまったかもしれません。我々の教育的な見地というところを理解していただければ、ありがたいなというふうに考えてございます。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 すみません。そこまで言わせてしまいました。

実際そこで押していただかないと、私も説明

するのに、もう1カ所に集めるものといったときに、やはり、こんな言い方は変ですけれども、子どもを使ったものが、まず1つが一番早い。みんなプライドもまだできる前だし、子どもじゃないですかと言えるところなんで、そうやって楯突く人たちは、そこはあとで年数たつしかないと思うんですが、その言った中でも、さりげなく情報の収集だけは続けていただいて、去年、金子議員も言ったけれども、パスがこっちから出ないとかいろいろ言うてくださったのもそうですし、とにかく来ていただく。その那須塩原市の教育委員会、生涯学習課が担当してやってくださっているものを、もっと来てもらって見てもらうというところのところまで、行き着いてもらいたいんです。

だから、さっきちょっとその言い方だけで僕が食いつてしまったのは申しわけないんですけども、ぜひ、そこを成功していただきたいというところで聞かせていただきました。ぜひ、その気持ちでよろしくお願いいたします。

鈴木委員長 ほか、ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 なければ、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにこと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第6号は全員異議なく可決すべきものと決しました。



その他

鈴木委員長 次第にございませんが、その他で委員のみなさんから何かございますか。

櫻田委員。

櫻田委員（成人式の来賓招待者について）

鈴木委員長 ほか、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 なければ、生涯学習のほうで、何かございますか。

館長。

金井那須野が原博物館館長（彫刻家 三木俊治について）

鈴木委員長 ほか、ございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、生涯学習課の審査を終了いたします。

大変長らくお疲れさまでした。

それでは、ここで執行部交代のため暫時休憩いたします。

35分から再開をいたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時32分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

教育総務課の審査

鈴木委員長 教育総務課所管の常任委員会審査を行います。

教育総務課の皆様に申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願い申し上げます。

また、発言がある場合には、必ず挙手をしてからということで、よろしく願いをいたします。

議案第27号の説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、議案第27号 那須塩原市立学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小林教育総務課長（議案第27号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第27号 那須塩原市立学校の設置に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第27号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切りかえます。

議案第6号の説明、質疑、討論、

採決

鈴木委員長 議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小林教育総務課長 (議案第6号について説明。)

鈴木委員長 説明が終わりましたので、これで午前中の部を終了いたします。

午後1時再開ということによりお願いしたいと思います。

休憩 午前11時57分

再開 午後 零時58分

鈴木委員長 それでは、午後の会議を始めます。

ただいま議案第6号の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありますか。

相馬委員。

相馬委員 小中学校のトイレの件なんですが、洋式化というふうに2カ所出てきたと思うんですが、全体で何%ぐらい洋式化を目指しているのか、現状でどのぐらいで、将来は最終的には全部なのか、そうでもないのかということ、お聞かせいただければと思うんですが。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 現在、洋式化できているところは、耐震改修等で行ったところは洋式化という形で行っています。それ以外のものについては、

ほとんど和式ということですので、それについて、小学校、中学校とも洋式化。基本的には、全てのトイレを洋式化するというで考えております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そうすると、男子トイレ・女子トイレともに、便器は100%洋式化を目指しているということによろしいですか。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 基本的に全てということで、ただ、体育館とか、もしくは屋外のトイレとか、これについては予算の状況を見てということやっていきたい。基本的には100%を目指しております。

相馬委員 ありがとうございます。

鈴木委員長 いいですか。

相馬委員 はい。

鈴木委員長 ほかにございますか。

金子委員。

金子委員 124ページの中学校教材整備事業というの。この中に、真ん中ごろに、教育用パソコン機器というのがあるんです。これは、生徒にもどのぐらいパソコンは用意していますか。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 子どもたちには、基本的にまだ貸与という形、豊浦であれば、タブレットをやったりやっているところがあるんですが、基本的には貸与はしていないところで、ことしは、先ほどもちょっと触れたんですが、電子黒板。

金子委員 これが電子黒板ですか。

小林教育総務課長 はい。電子黒板を、中学校については27年度で全部、小学校については5年生のクラスに導入するということになっています。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 パソコンというのは電子黒板だったと思わないので、すみません、わかりました。

その上の中学校教育活動費というのは、これは含んでいるんですか、今のあれでいくと。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 これについては、学校教育課。

金子委員 学校教育課。はい、わかりました。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 今の金子委員のところなんですけれども、1台どれぐらいするんですか。

鈴木委員長 電子黒板。

課長。

小林教育総務課長 モニターだけで言いますと、モニターで35万5,000円、それ以外にも電子黒板を活用するに当たってはカメラとか、もしくはケーブルとかというものが必要にはなってくるんですが、機材的には35万5,000円ということで単価はなっております。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 済みません、もうちょっと聞きたい。大きさは豊浦校に置いてあったやつの大きさでいいのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 基本的に60インチという大きさです。

鈴木委員長 ほかございますか。

相馬委員。

相馬委員 118ページの教職員ネットワークシステムの管理事業の一番下に、新規でホームページ用サーバーというふうにあります。先ほど全学校でホームページを作成するというお話だったように聞こえたんですが、小中学校全部ということですか。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 現行の市のホームページしかないということで、あとは各学校で単独でホームページ、PTAとかそういうもので連携してとい

う形でやっているところも何カ所かはあるんですが、というか、いろいろALTとか、そういうところの学校で行っているものについて発信する手段がないということで、教育長も、ぜひとも学校企画課のほうからそういった情報を発信していきたいということで、今年度から来年度にかけて、27年度の中でホームページを全小中学校に開設して、その中でICT支援員がサポートしながら情報を発信していくということで計画しております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そうすると、その各学校の学校ごとにつくるホームページの内容というのは、つくる人はどなたが。そのICT支援員がつくるんですか、それともどなたか担当の人が、決めてつくるんですか。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 まず、フレームづくりにつきましては、一定程度今年度の中で行いまして、具体的なものは、27年度の当初からホームページを作成する業者のほうでフレームのほうを完成させて、その上に各学校でいろいろな情報、行事だったりとか、いろいろなものを載せていくと。

また、委員については、先生方だけですと、日常的に多忙な業務をこなしていることもありますので、そのあたりをICT支援員がサポートに入って、例えばこういったものを発信していきましようということになれば、それについて具体的な作業をしていく。ICT支援員がサポートしながら行っていくということでございます。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そうすると、そのホームページを動かすのは、あくまでも教員ということではよろしいのでしょうか。それに、例えば生徒が動かしたりするということは考えてはいらっしゃるのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 これにつきましては、各学校長の判断で、例えばその1つについて児童生徒も活用してということもできるかと思うんですが、基本的には、そのあたりは学校長の判断で運用していくということになります。

鈴木委員長 ほかにございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 すみません。一応確認でもって聞きたいんですけども、パンとデザートとの区分けは、今まで納入業者がパッケージのままボンと置いていったものを学校にいた方が分けていたのを、業者に直接クラスごとに小分けして持ってきてくれということで始める事業でよろしいのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 おっしゃるとおりで、今までですと、例えば大きなパン箱だったらパン箱でドンと、デザートだったらデザートで、その箱という形で個数分置いていって、それを勤務員さんが手で分けるということで、それを、西那須野地区はもともと個別にということでやっていたんですが、黒磯地区については勤務員さんが2人ばかりでということで、そういうこともあって、小学校については5時間45分の勤務員さんが学校に2人入ってきたりしていたんですが、それを納入業者のほうでクラス分けをした形で納入してもらう。

そういうことで、勤務員の5時間45分を2人ではなくて、7時間45分を1人という形で減らしたいという解釈ということですよ。

鈴木委員長 ほかにございますか。

大野副委員長。

大野副委員長 それでは、確認なんですけれども、スクールバスの件で、朝は1回で、質疑でもありましたけれども、下校時は3回、これは、要する

に低学年の方用と高学年、あとは部活とかスポーツ少年団活動をやっている、この3タイプで出発時間を変えるという理解でよろしいのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 今回質疑の中でも出たところなんですが、朝は1便で、委員おっしゃったように、帰りについては低学年、高学年と部活という形で運用していく形になります。

大野副委員長 わかりました。

鈴木委員長 ほかに質疑ありますか。

齊藤委員。

齊藤委員 121ページの一番上段で、小学校管理費。

昨年度から始まった、地域児童見守りシステム事業の予算の推移はどうなっていますか。

鈴木委員長 課長。

小林教育総務課長 これにつきましては、25年度から始まったところですが、なかなか、今年度26年度の中では、各学校に周知と申しますか、広報等、広報というか各学校に個別に、全児童を通して保護者のほうに入るかということで、ある程度の周知を図ったところ、アンケートなんかもしたんですが、その中で、アンケート上は使ってみたいという保護者の方もいたんですが、実際は、26年度で新規に申し込んでいる方はいないということで、現状としてはそういうところで、27年度につきましては、新入生を通して保護者に周知して、できればこの事業を活用していけたらばと思っています。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 SNSのソーシャルサイトで、他県だとやっぱり誘拐事件などが発生していて、誰々を探していますというのを、よくフェイスブックとか櫻田委員も見ていると思うんですけども、そういったことを考えると、帰りで1人になってし

もう人、そういった対象がわかればなんですけれども、部活で日が伸びてくると1人で帰ることが、本当に最後の100mとかで、そうしたらいなくなって、そういう悪い人がいてという可能性もあるので、本当に安全を考える方ということで、また周知を図っていただければと思います。  
鈴木委員長 要望とっていいですね。

齊藤委員 はい。

鈴木委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第6号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

#### その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますでしょうか。

櫻田委員。

櫻田委員 (給食費の回収率について)

鈴木委員長 そのほかに委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 なければ、教育総務課の皆さんから

何かございますでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、教育総務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時20分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 学校教育課の審査

鈴木委員長 学校教育課所管の常任委員会審査を行います。

学校教育課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭をお願い申し上げます。また、発言がある場合には、必ず挙手をしてからということによりよろしくお願いをしたいと思います。

#### 議案第33号の説明、質疑、討

#### 論、採決

鈴木委員長 それでは、議案第33号 那須塩原市立小中学校教科用図書選定委員会条例の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

伴学校教育課長 (議案第33号について説明。)

鈴木委員長 それでは、説明が終わりましたので、  
質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、  
質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終  
了いたします。

採決いたします。

議案第33号 那須塩原市立小中学校教科用図書  
選定委員会条例の廃止についてを原案のとおり可  
決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第33号は、全員異議なく可決す  
べきものと決しました。

#### 議案第34号の説明、質疑、討 論、採決

鈴木委員長 次に、議案第34号 那須塩原市・那  
須町採択地区協議会の設置についてを議題といた  
します。

執行部の説明を求めます。

課長。

伴学校教育課長（議案第34号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許  
します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 質疑がないようですので、質疑を終  
了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終  
了いたします。

採決いたします。

議案第34号 那須塩原市・那須町採択地区協議  
会の設置についてを原案のとおり可決すべきもの  
とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第34号は、全員異議なく可決す  
べきものと決しました。

#### 議案第45号の説明、質疑、討 論、採決

鈴木委員長 次に、議案第45号 那須塩原市いじ  
め防止基本方針についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

伴学校教育課長（議案第45号について説明。）

鈴木委員長 以上で説明が終わりましたので、質  
疑を許します。

櫻田委員。

櫻田委員 まず初めに、この那須塩原市いじめ防  
止基本方針は、学校内で起きる生徒間同士のいじ  
めに限定しているという解釈でよろしいのでしょ  
うか、お願いします。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 市全体としてということです。  
例えば、地域に戻って子ども同士が何かそういう  
ふうな事態に陥った場合、それに対しても対応し  
なければならないと考えております。

そういう情報は、地域の方から学校や教育委員  
会にぜひ寄せていただき、その事案に関しまして  
は、最大の関心を払いながら適切に対応してきた

いというふうに考えております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 このいじめ防止基本方針が通るとします。それ、例えば会社で言えば、就業規則のように絶えず目につくところに置いておくのか、それとも学校の金庫とか先生のそういったところに置くのか、それは通ったらどのような形で教職員のひとかにかに周知をするのかという、その方法だけちょっとお聞かせしてもらえればと思います。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 今回、この議決が通りましたら、すぐに各学校に対しまして仲介の委託ということで配布をいたします。

教師分につきましては、今後の検討ですけれども、全職員分印刷してお配りするか、あるいは学校数冊ということで、必要に応じて学校で対応していただくかにつきましては、今後教育委員会で検討したいと思っております。

が、絶えず目にすることができるよう、例えば教職員のネットワークには必ずこのデータが入っていると、あるいは冊子につきましては、ここに置いてある、また、教職員一人一人の机に常備しておくというような形で、絶えずこれが手元にあるように配布をしたいというふうに考えております。

また、市民に対しましては、今後市のホームページ等に、教育委員会のコーナーにアップをしたと考えております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 多分学校は6月ぐらいまで総会やっているところは、新旧会長さんが変わったりとかいろいろあると思うんですが、そういったところで、こういったものがありますというような周知の仕方を考えているのかお伺いしたいと思います。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 各学校、例えば4月の段階で保護者会があったり、PTAの役員会があったり、いろいろな機会があると思います。あとは、学校評議員の制度もありますので、そういう機会を通して、各学校から保護者または地域の方に、積極的に周知を図っていただきたいということで教育委員会から指示をしまいたいと考えます。鈴木委員長 ほかにございますか。

高久委員。

高久委員 何カ所かに定期的なアンケート調査という言葉が出てきますが、この定期的というのはどのくらいの期間のことを言っているのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 各学校にお任せということではありますけれども、ほとんどの学校で、月1回の生活アンケートというものを実施していると私も把握しております。

もちろんいじめだけにかかわらず、何か困ったことはないですか、お友達関係とかお勉強のこととか、いろいろなことで困っていることはなですかという形でのアンケートですけれども、これはそれぞれの学校で定期的実施しております。

鈴木委員長 いいですか。

高久委員。

高久委員 今、課長が、万々、万が一と、そんなに低い確率でなくて、もっと高い確率だと思うんで、恐らく全国の学校というと、万の単位なんだと思うんです。そのくらいの覚悟でやっていただきたいと思います。要望です。

鈴木委員長 重大事件ということでの話ですから、ほかございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案45号 那須塩原市いじめ防止基本方針についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第45号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第6号の説明、質疑、討論、

採決

鈴木委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に審査を切りかえます。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

伴学校教育課長（議案第6号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたのですが、休憩いたします。2時10分から始めますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時08分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きますけれども、その前に、傍聴者が入ってくる可能性が高い部分があります。その場合に、議

会基本条例の中の第7条ということで、議会の会議は公開を原則としておりますということがありますので、傍聴者が出た場合には、この委員会条例第17条に基づいて、これを許可するという形で進めていきたいと思っておりますので、ご了解願いたいと思います。

それでは、先ほどの議案第6号の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑。

櫻田委員。

櫻田委員 それでは、まず最初に、117ページなんですが、いじめ対策コンソーシアムプログラムで、一番最初は高林中学校で始まりましたね、予算35万。あれは多分中途だったので、それぐらいの予算だったと思うんですが、このいじめ対策コンソーシアムの成果と、それと今回83万をとっているんですが、どこでやるのか。何回やるのかをお聞きます。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 いじめ対策コンソーシアムプログラムにつきましては、平成25年度に指定校というような形で高林中学校のほうにお願いをいたしまして実施させていただきました。

26年度につきましては、市内各小中学校にこういうプログラムがありますと。一流の先生に来ていただいて、子どもたちに論理的な思考術とか表現とか、そういう力をつけるためのそういうプログラム、それを身につけることによって、いじめを防止する。自分の考えを人に伝える力、それから相手がどういうことを思っているのかを受け取る力をより高めるという意味での論理的な思考・判断・表現なんですけれども、そういうものを身につけるためのプログラムがありますと、市内の全小中学校にご案内をいたしましたところ、10校程度の応募がありまして、ぜひ学校のほうでやっ



ていただきたいということで、1教室2時間のプログラムで、3人の先生、これも学校の希望だったんですけども、授業に直接クラス入っていただきまして、1コマ2時間使いながら、その辺を実施いたしました。

各学校での受け取り方ですけども、子どもたちは外部ですよ。本当に日本でも有名な先生に直接授業に入ってもらって、物の見方とか考え方とか、それから相手を思って、こういうふうに表示するとか、あるいはそれを受け取るのか。そういうことを実際に体験しながら、その大切さを学ぶことができたようで、こどもたちは非常に前向きに受けとめてくれたなというふうに感じております。

また、講師をお務めくださった先生方も、現場というものがこういうものなのか、小学生や中学生がこのように素直に真剣に考えてくれるんだということを、直接肌で感じていただくことができました、大変好評価を得ました。

27年度、83万円、これは26年度と同じ金額を計上させていただいたのですが、また同じように希望する学校には、小学校・中学校問わずに、各教室に先生に入り込んでいただいて、物の見方がありますとか考え方、そういうものを向上させる、そのくらいプログラムを実施していただきたいと考えているところです。

具体的には、1回お一人4万1,500円、これは交通費込みですけども、4万1,500円を20回分、20コマ分と言うのでしょうか、で計算をいたしました。それで83万円となりました。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 受ける生徒は毎年毎年違うので、同じ中学校、小学校はダブルでもいいと思うんですが、これは基本的には、校長先生がやりますという限りにはめぐり会えないという解釈でよろしいんで

しょうか。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 実は、26年度は夏休みに、この講師の先生を呼びまして、教員対象の研修会を持ちました。先生は3人いるんですけども、3人とも、講義形式ですけども、先生方に入っただいて研修を受けていただきました。ですので、そのプログラムにつきましては、最終的には、近い未来、近い将来、担任の先生はこのプログラムが子どもたちに対してできる、自分の学級でできるということを目指しております。

ですから、今回も20回分しか予算をとってないのですが、例えば、ある学校で授業をやるといときに、他校の先生方にも入っただいて、研修会を兼ねてその事業の様子を見てもらえれば、ああ、自分もできるなということで、全学校に広げることができると思います。

27年度はそういう形で、積極的にこのいじめ対策コンソーシアムプログラム、これを全校に広めるようなスタンスで広めていきたいと考えております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それでは、次、121ページなんですけど、心の教室相談員、先ほど若干説明はいただきましたが、この心の教室相談員も、非常に本市としては画期的な取り組みでありますし、不登校の生徒、そういった子どもも水際というか、一番最初のところで救える相談の業務だと思うんです。

これも増員をしたというような説明もいただきましたが、質疑もあったかどうかかわからないけれども、全校配置にはならないで、要所要所である程度ふやしてもらっていると、非常にありがたいことなんですけど、やっぱりこの効果、これはやっぱり僕と先生が考えているのが一致するかどうか、共通認識かどうかわかりませんが、このや

っぱり事業を進めていく上で非常に大切だという部分は十分熟知はしていると思うんですが、できれば増員をさせてもらえれば、もっと身近に相談ができるし、大きい学校、小さい学校と言っちゃうと失礼なんですけど、どのぐらいの形とってこういった予算計上したのか、そこの決め方だけちょっとお聞きしたいと思います。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 この心の教室相談員につきましては、小学校、新年度は1校ふえまして12校に配置いたします。それから中学校につきましては、今7校なんですけれども、プラス1で8校に配置をいたします。

確かに全校配置となるように教育委員会としても努力していきたいと考えておりますが、例えばスクールカウンセラーが配置されているとか、あるいは緊急スクールカウンセラーが配置されているとか、そういうところとも総合的に考えまして、現在のところ、このような12校と8校ということになってございます。

これは、徐々にではありますけれども、ふやしていきたいと考えております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それじゃ、次、125ページなんですけど、新規マイチャレンジ、このマイチャレンジの事業も非常に評価のできる事業だと思うんです。各企業さんは、非常に大変な思いをして中学生を受け入れているとは思いますが、これはマイチャレンジをやってますよみたいなのぼり旗、今までもやっていますけれども、ああいったものを充実するという意味で、新たにつくるという発想でよろしいんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 実は、黒磯地区の中学校はこののぼり旗、黒磯地区マイチャレンジ実施中という

ような形であったんですが、西那須野地区、塩原地区にはなかったんですね。それで、27年度はぜひともその那須塩原市がこのマイチャレンジをやっていますということで、ぜひのぼり旗を新しくしてほしいという現場の要望もありまして、27年度この予算を計上させていただきました。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 その下のマイチャレンジ推進事業等もそうなんですけれども、基本的には、先生たちが思っているマイチャレンジの効果、また、多分いい効果があるのでまだ続けていると思うんですが、これやっぱり、子どもたちがそういった民間企業に5日間ですかね、あれね、そういった意味で、行くことによってこういったことが成果があるのか、ちょっと聞かせてもらえればと思います。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 12月に全中学校のマイチャレンジの担当の先生にお集まりいただきまして、26年度の反省会というか報告会をいたしました。

そのときに出てきた意見幾つかありますので、今から申し述べさせていただきます。

まず、成果ですけれども、26年度はそれぞれの事業がいろいろお世話になる事業所さん、一つ一つに対しての人数をなるべく少なくしようということで努力をしました。そのことによって、大勢でわあっと行ってやるよりは、1人とか2人だったものですから、非常に緊張感を持って取り組むことができた。

それから、各事業所の対応が大変丁寧で、生徒一人一人の活動意欲が高まった。その後の学校生活が、マイチャレンジの後では、大変充実したものとったということです。

さらに、学校によりましては、生徒にマイチャレンジ用のノートを1人1冊ずつ持たせまして、それを事業所の方にも一言書いてもらい、それを

うちに持って帰って保護者に見せて、保護者にも一言書いてもらいということで、そういうふうなノートの活用をしたところがあるということで、それがとてもよかった、自分の子どもが事業所でどういうことをやっているのか、あるいは事業所の方がどういうアドバイスをしてきているのかというようなことを直接知ることができて、とてもよかった、授業と学校との結びつきも強くなったという声がありました。

反対に、課題ですけれども、やはり受け入れ事業所を確保する、つまり、子どもの、生徒の希望する分野というんでしょうか、それはやはり課題が出てしまうんです。本当にたくさんの事業所さんが手を挙げてくださりまして、大変ありがたいところなんです、子どもの希望と、それからそれを受け入れてくださる事業所の数がうまく合わないと、ミスマッチがあるということで、その辺の調整が非常に難しいということ。

それから、活動日なんですけれども、本市の場合、6月とそれから11月の2回に分けて、前半やる学校と、それから後半やる学校というふうに2グループに分けて実施をしているのですが、特に後半、秋にやる中学校については、やはり文化祭がある、いろいろなことがあるということで、調整をするのが難しいということ。

それから、事業所によっては、やはり受け入れ態勢に、当然なんですけれども、差が出てくるというのは、これは仕方のないことなんですけれども、差があるということ。

また、これは安全面の確保なんですけれども、行き帰りの子どもたちの安全確保です。自転車で行くとかいろいろあるんですけれども、その事前指導、安全に行くようにという事前指導については、より充実させなければならぬであろうと、マイチャレンジの最中にちょっとぶつかりっこし

たなんていうことも、26年度に1件、大したことがなくてよかったんですが、田んぼにおこちたぐらいで済んでよかったんですけども、やはり出会い頭ちょっとぶつかってしまった、マイチャレンジの実施中にということがありまして、その辺の事前指導の充実が求められるということが具体的に出ました。

以上です。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 今、説明を聞いて非常にすばらしい事業だと思うんですが、この180万ちょっとの推進事業費は、どういうところにお金を使っているのか、ちょっとお聞きします。

鈴木委員長 係長。

藤田学校指導係長 主にこの補助金の使途につきましては、マイチャレの事業所への通知とか、連絡調整費用、主に通信運搬費になるかと思えます。または、マイチャレンジ中の生徒の保険料、あとは前に議会からも指摘があったんですが、最終的にマイチャレ実施の実施報告書の印刷製本ですか、そういった形で使っております。

この報告書につきましては、この補助金の使途が主にそれにならないようにという指摘があったものですから、その補助率を制限を加えまして、例えば報告書に使う補助金の率は半分以下にして、それ以外にその生徒の活動に充実した部分に充てるようにと各校には指示をしております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 基本的に今先生から説明があったように、非常に評価のできる事業なんです。であれば、通常予算組みをするときに、それは理屈ですよね、はっきり言って。だけれども、こういう事業でこういう成果が出ていますよと言えば、それがいつも言うように、時代の背景とニーズを応えれば、どんどんこういった事業にはいい予算の上積みをして

していいんじゃないかと思うんですが、そういうのは考えませんか。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 ありがとうございます。このマイチャレンジにつきましては、キャリア教育でありますとか、生き方の指導の面で非常に有意義だと思います。また、この5日間という長い期間、まるまる1週間ですね、1つの事業所にお世話になって、そちらの方に直接教えてもらいながら、大変さであるとか、喜びでありますとか、そういうものを体験するというようなことが非常に意義のあるものだというふうに考えています。

ただいま187万5,000円、この金額につきまして貴重なご意見をいただきましたので、また学校からのこういうところを厚くしてほしいと、このマイチャレンジでこういうふうな使い道をしたんだというようなことをもう一度よくヒアリングをいたしまして、その次の計画に参考にさせていただきたい。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 よく卒業式でも何でも子どもたちに夢を持ってとか、夢の実現と言うんで、それ言うの簡単ですよ、しかし失敗は成功の始まりじゃないんだよね、失敗は挑戦しなかったら失敗なんです。だから、夢のためには挑戦を絶えず子どもたちにさせ続けてやるのが成功への道なんです。諦めちゃだめなんです。であれば、こういった事業は非常に評価ができるんですよ。やっぱり先生、こういった事業はもっと声を大にして卒業式の祝辞とかに子どもの夢を語る前に那須塩原市はこういうことをやっているんだよということをもっと少し強く言ってもらえればと思うんで、子どももやっぱり予算の、いつも言うんですけども、僕らが今言わなかったら、これはもうこのまま予算を通して、でも次年度のときにいつどこ

で言ったらいいのといったときに、いつ言うんですかというような話なんで、そこは皆さんも聞いてもらって、しっかり前向きに取り組んでもらいたいと思う。

すみません、最後に1点なんです、中学生海外交流事業実行委員会、これも選抜の方法に、よく市民の方が、行けた人はいいんですけども、行けなかった人もいるわけですよ。今、実情は中学校2年生でクラス1名ですね、いろんな意味で僕日ごろから言っているんですけども、行く人間は恵まれていいんですけども、こういった事業に行くと人間が変わる、さっき言ったように、職が人を変えるというのがあるんですよ、行ったことによって、もしかしてこう、もやもやしているという子どもが最先になったりとか。だから、その基準についてちょっと聞きたいんですけども、どういった子どもが行けるんでしょう、これは。

鈴木委員長 室長。

荒井英語教育推進室長 基本的に基準につきましては、学校さんにお任せをしているが、細かいところの最低限ラインとして、例えば品行方正であるということとか、あと税金をきちんと納めているとか、そういうある程度の決まった項目はあるんですけども、人間性であったり、あとは英語力だったりというのは学校さんにお任せしているのが基本的には現状でございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 だから、行ったことによって英語が好きになるかもしれないんだよね、できる人だけ行くのは誰でも行けるんじゃないですか、そういうところがいろんな評判が出てくるわけですが、行けないのか。そういうところも解釈的には一応ガイドラインをしっかりとって、本市のこれももう伝統的な行事ですから。リンツに行って、今この間も

ちょっと質疑しましたけれども、リンツと姉妹都市を結ぶとか産業交流もというと、全てリンツとそういった方向で行っているこのやさきにやっぱ行く人間はある程度その可能性とで上がった人間も行くのもいいかもしれないけれども、せめて中学生ぐらいはもう少し格段の配慮をお願いしたい。

だから、そういうときに10周年だから、金子議員が言っているように、人をふやす要因のときにそういった理由でふやせたりしたらいいかなと。だからできた人間が行くよりも、その派遣に行ったことによって変わったりしたら、そっちのほうが、先生、夢ありませんか。そういった考えはないですかね、推薦、審査の。どうですかねその辺。  
鈴木委員長 室長。

荒井英語教育推進室長 新聞にも出ると思うんですけども、海外に行った子の追跡調査を今、していました。集計が大分終わってきたところなんですけれども、本当に行ったことによって、自分の人生観が変わったとか、あと後輩に対してアドバイスということで伝えたいと、もうチャンスがあるんだ、みんな手を上げろというような意見がありましたし、本当に自分の人生観が変わったという意見が多かったので、委員さんがおっしゃるように自分を変えるいいチャンスだと思いますんで、その基準についてはなるべくやる気があったりとか、希望が高い子にこういうのになるべく参加できるような方向には考えてまいりたいと思っております。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

相馬委員。

相馬委員 まず、117ページの教育振興会費というところと、あと122ページの小学校活動支援事業のスポーツ等振興事業というところで、スポーツ等振興事業が100万円プラスになっています。

あと教育振興会費のところでは小学校の球技大会及び陸上競技大会でバス代というふうになっていると思うんですが、今年度補正予算で陸上競技等については、スポーツ等振興事業費で補正予算を組んだんだと思うんですが、それをまず教育振興会のほうで陸上競技と球技大会のバス代をとというふうにおっしゃったと思うんですが、これどういうふうに分けてこういうふうになっているんでしょうか。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 この117ページの補助金、教育振興会のほうは、小学校の6月の親善球技大会とそれから9月の小学校の陸上記録会、そちらのほう教育振興会主催ということで実施をしておりますので、そちらのほうにバス借上げ代ということでの補助金に盛り込んでございます。

それに対してそのスポーツ等振興補助金につきましては、各学校の部活動が、小学校ですと部活動ですけれども、部活動が例えば那須地区大会に出るというときに、やはりバスを仕立てていくわけなんですけれども、そのバス借上げ代の補助というようなことで、何人出たとか、距離がどうだったとかそういうふうな基準がございまして、その基準に照らして各学校から成果が上がってきたものに対して補助をするというふうなことをしております。

中学校につきましても、運動関係だけではなく、小学校もそうなんですけれども、文化部もそうです。今どこか全国で最優秀賞として表彰式に行くなんていうのもこのスポーツ等振興補助金の中から出してございまして、基準に基づいて補助をしているということになります。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 もう一点なんです、すみません、118ページの一番上の段の委託料のところは小中

学生に関する意識調査というふうに新規事業としてあるんですが、これすみません、もう一度その目的と委託先をお伺いできればと思うんですが。  
鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 一般質問の中でも説明をしたかと思いますが、この那須塩原市の小中学生に関する意識調査ですが、調査目的は市内の小中学校の児童生徒、保護者及び教職員を対象に学習に対する意識でありますとか取り組み状況、また学校や家庭での生活状況に関してのアンケート調査を行うことにより、それぞれの学年段階に応じた課題、これを明確にしていきたいと考えております。

これをもとにし、今、那須塩原市教育委員会が推進しております人づくり教育に係る事業、今後どういうふうに展開していったらいいのかという資料とするための実態調査であります。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 委託料ですから委託先があるんだと思うんですが。

鈴木委員長 係長。

藤田学校指導係長 委託先につきましては、来年度になりましてから入札になると思われるので、決定はしていません。

相馬委員 わかりました。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 118ページの一番下のほうに外国語教育推進事業で、去年は途中からALTの人が入ったりもしていると思うんですけども、契約はどういうふうな、年数というか、4月までで切れるのかそれとも1年、さらに途中入ったときまで行くのかとか、それからもしくは契約年数、それが終わったら、次、その後継続したり、それからまた切れる人ももちろんいるんでしょうけれども、その辺のところをちょっとお知らせください。

鈴木委員長 室長。

荒井英語教育推進室長 まず、基本的に直接雇用と派遣で分けられると思うんですが、直接雇用のALTにつきましては1年契約にしておりますので、毎年11月ごろから相手と交渉を始めまして、こちらで希望する場合には来年度もどうかと、様子を見て来年度は契約しませんよということで、こちらで判断をしたりして、お互い話をしながら決定して、1年後で更新をしています。

派遣につきましては、基本的にはインタラックという会社と派遣交渉契約になるんですが、基本的にはやっぱり1年契約をしている模様です。ですので、1年が終わった段階でまたどうかと、やっぱりインタラックのほうからこの講師はすぐわないので、やめさせたいという場合には交代がありますし、インタラックのほうから来年もぜひどうだということで本人が了承すれば来年度もやるということで、基本的には1年更新で動いているというふうに解釈していただいて結構であります。  
鈴木委員長 金子委員。

金子委員 ということは、去年7月ぐらいから入った人も多分いるような気がするんですけども、そうすると4月までということになるんですね。  
鈴木委員長 室長。

荒井英語教育推進室長 基本的には4月で年度更新ということで、4月で契約を確認するというふうにインタラックのほうから聞いております。

鈴木委員長 金子委員。

金子委員 125ページの真ん中ぐらい、中学生海外派遣費用のほうで1,070万の予算出ているわけですけども、これは海外派遣とそれから受け入れのほうはこれには入っていないんですか。

鈴木委員長 室長。

荒井英語教育推進室長 受け入れと派遣、両方含めて海外派遣事業と捉えておりますので、両方も入っております。

金子委員 それはどのくらいというようなあれは、今わかりますか。

荒井英語教育推進室長 すみません、割合ですか。

鈴木委員長 いいですか、室長。

荒井英語教育推進室長 ホームステイ受け入れに関しまして、大きく100万円程度。残りが派遣のほうということになっております。本当に大まかな。

金子委員 わかりました。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 122ページの小学校活動支援事業と125ページの中学校活動支援事業それぞれに小規模特認校支援と書いてあるんですが、改めて内容をお聞かせください。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 市内の小中学校の中で適正配置計画を踏まえて、今、人数が極めて少ない学校を小規模特認校というもので指定をしております。

この小規模特認校は通常ですと学区がありまして、その学校に通わなければならないということであるわけなんですけれども、この小規模特認校の場合は、市内であればどこからでももう通っていいですよ、学区を越えて通っていいですよということで許可をしている制度であります。

〔発言する人あり〕

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 失礼しました。そのそちらの小規模特認校につきましては、平成24年度から24、25、26、27、28、この5カ年間上限50万円の補助金を出しております。

学校によってそれぞれなんですけれども、50万円満額お使いいただくところもありますし、もうちょっと少額のところもありますが、それぞれうちの学校は小規模だけれども、こういう特徴があるんだよ、こういうことをやっているよというよ

うなことをパンフレットをつくってそれぞれ幼稚園とか保育園に配ったり、あるいはホームページを開設して広くPRをしたりということで特色ある学校運営、学校経営をしております。それに対する補助ということでの補助金であります。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 そうすると割り算をすると6校、小学校が6校、中学校が1校でいいんですか、50万、ゼロ減ということ。あと中学校1校はどちらになりますか。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 中学校1校につきましては塩原中学校です。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 あと1個、すみません、毎回聞いているんですが、メールの利用者数。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 今年度、平成26年度のメールの2月末現在の利用者数ですが、すみません、延べでよろしいですか。それぞれ何回も行っている施設なものですから。

齊藤委員 いいです。

伴学校教育課長 延べで301名です。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 延べということであれなんです、そのうち何名が普通に学校に戻れたのか、効果のほうはデータがあれば。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 今年度につきましては、まだ学校が終わっていないし、報告も上がってきていないので、正確には把握しておりませんが、前年度、25年度の実績で言いますと、メールを利用した児童生徒全て何らかの形で学校復帰を果たしている、もちろんその教室に入れるようになったお子

さんばかりではないのですが、何らかの形で学校復帰を果たしているという報告を受けております。鈴木委員長 じゃ、委員長である私のほうから。

118ページの新規事業、外国語教育推進事業ということで、新規にサマースクール、ALTフェスティバル用消耗品ということですがけれども、これは昨年いきいきふれあいやった内容と同等なものなのかどうなのかとあわせてどういった目的でやるのかお聞かせ願いたいと思います。

大野副委員長 室長。

荒井英語教育推進室長 内容と運営方法については昨年と同様に考えております。実は昨年度、予算措置がないままにスタートしてしまったものですから、ALTの自分の個人の持ち出しであったり、あと各学校さんから鍵とかいろいろこういうようにちょっとご迷惑をおかけしちゃった部分もあったものですから、ことはきちんと最初から予算化をして、内容をもうちょっと充実したものにしたいということで、新規に予算措置をさせていただきました。

やる内容につきましては、昨年度大分やってみての反省点もありましたので、いいものは残し、新しいものはまたALTのアイデアを出しながら、変えていって充実したものにしていきたい、目的は基本的にはやはり広く市民にこれだけのALTが入って、これだけ那須塩原としては頑張って英語教育に力を入れていますというのを知らせていきたいなというのを大きな目的としております。

大野副委員長 委員長。

鈴木委員長 金額でこれ10万ですよね。10万で足りるのでしょうかという、あとは時期的にこれサマーですから、当然去年は9月あたりだったのかなと思うんですが、場合によってはこの後の検討で補正で出てくるのかどうかわかりませんが、実際のところ本当、10万円で足りるのかどう

なのか、それで済ませてしまうんだよということの話なのか、それもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

大野副委員長 荒井室長。

荒井英語教育推進室長 お金につきましては、なかなか難しいんですが、意外と100円ショップあたりでこういうふうを買ってきたものが、ここまでして何か商品化ではないので、10万円もあれば何とかなるだろうというふうに我々としては踏んで、この金額を設定させていただきました。

あと、時期につきましては7月の終わり、去年はお盆過ぎにも設定はしたんですが、やはりなかなか子どもを集めるのが難しいということで、ことは夏休みに入ってすぐぐらいには予定しております。フェスティバルにつきましては、市のなしお博とあわせて実施をしたいと思っております。大野副委員長 委員長。

鈴木委員長 122ページの小学校教育指導事業ということで、これは豊浦小学校のタブレット端末を使つての英語授業なのかなと思うんですが、今現状、昨年ですかね、たしか撮影して。その後の流れといいますが、3月20日前後には全世界放映というようなことをちょっと聞いたことあるんですが、そこら辺ところの話なのか、流れについてちょっとお聞かせ願いたい。

大野副委員長 伴課長。

伴学校教育課長 文科省の撮影が12月に終わりました、今年度中には文科省でまとまったものが文科省のホームページ等で公開されるというような連絡は受け取りました。具体的な日程等についてはちょっと把握してございません。

大野副委員長 委員長。

鈴木委員長 その日程が決まれば我々のほうにも周知はしていただけるのかなとその辺思いますけ



れども。

大野副委員長 伴課長。

伴学校教育課長 一番に。

鈴木委員長 ありがとうございます。結構です。

そのほか質疑ございますか。

高久委員。

高久委員 123ページ、一番上の2段目、小学校特別支援教育、支援事業等中学校から125ページの同じもので真ん中のところに中学校特別支援の事業が書いてあります。

これで、去年の実績とことしの実績がどの程度なのかというのを聞かせていただければ。

利用者どのぐらいいるのか。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 現在、この担当に各学校からこれだけ欲しいということで上がってきている、今ちょうど詰めている段階なものですから、26年度分につきましては、ちょっと4月の中旬ぐらいが全部この申請書が上がってきているかと思うんですけれども。申しわけありません、まだ集計が済んでおりません。ですので、決算書をつくる段階ではきちんとしたものができてくると思うのですが、申しわけございません。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 すみません。またちょっと忘れてしまったので聞きたいんですが、123ページの一番上の通学支援事業、あと、125ページの中学校通学支援事業、これについての内容と、あと、どこら辺まで行っているのかがわかれば教えていただきたいです。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 この遠距離通学児童生徒に対する通学費補助金なんですけれども、小学校においては通学距離が、あなたはこの学校に行きなさいということで指定された学校までの片道4km以上

の児童に対して、それから、中学校につきましては、片道6km以上の生徒に対しまして補助金を交付するというようになっております。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 じゃ、市内の通学ということですね。遠距離なのですごく遠いイメージしていたもので、申しわけありません。

鈴木委員長 課長。

伴学校教育課長 例えば、指定校変更の手続きをとってとか、あるいは区域外就学ということで他市町からというお子さんにつきましては、原則保護者の送迎をお願いをしておりますので、出しておりません。

鈴木委員長 そのほかございますか。ありませんか。

〔「発言する人なし」〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第6号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の方から何かございませんか。

櫻田委員。

櫻田委員（ストップ・ザ・いじめ、不登校ゼロ啓発用バッジについて）

鈴木委員長 そのほかに委員の方から何かございませんか。

齊藤委員。

齊藤委員（青少年のインターネット使用に関するアンケート結果について、ALT配置時間の調整について）

鈴木委員長 ほかに委員の方からございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、学校教育課のほうで何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 以上で、学校教育課の審査を終了いたしました。

お疲れさまでした。

ここで、執行部の交代のために暫時休憩で、3時5分から始まります。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時04分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

前の時間でお話ししましたように傍聴人がいますので、那須塩原市議会基本条例第7条によりということで公開を原則としておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

スポーツ振興課の審査

鈴木委員長 それでは、スポーツ振興課所管の常

任委員会審査を行います。

スポーツ振興課の皆様申し上げます。

議案の説明に当たりましては、簡潔明瞭にお願ひを申し上げます。

なお、発言がある場合には必ず挙手をしていただきたいと思います。

議案第15号の説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、議案第15号 那須塩原市ホースガーデン条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

宇都野スポーツ振興課長（議案第15号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

櫻田委員。

櫻田委員 それでは、まず1条からなんですが、那須塩原市ホースガーデン条例の1、通常は全協のときに乗馬施設、那須塩原市ホースガーデンの事業についての説明をいただきました。事業の目的が、市民を中心に乗馬に親しむ機会を設けることでスポーツの振興と健康の増進を図ります、子どもの情操教育の一環として、児童生徒が馬と触れ合うことで人づくり教育を推進します、乗馬という特異な事業に取り組むことで、本市のブランドイメージの向上が図られ、定住促進につなげることができるといふ事業の目的ではありますが、この馬場の事業に関しては、ここまで来るまでに執行部の皆さんも非常に苦労したと思います。

しかし、今思えば、あの当時は山崎教育部長だ

ったと思うんですが、おとしの11月に聞きました。今回、こういった条例ができたことによって後々使用料とかにも絡んでくるんですけども、当初は、あそこの資産価値を見失っていましたと、財産価値を見失っていましたということの説明を受け、そして、アニマルセラピーの中のホースセラピーを取り入れながらやるんだと。場合によっては、時によっては、定住圏につなげる、ブランドイメージを高めるとか、いろんな理由をつけられましたが、本筋ここでそういった、乗馬を通じてスポーツ活動の推進及び健全な心身の育成を図るため乗馬施設を維持するとありますけれども、本来の目的だったのはここだったんですか。

まず、そこを1点聞きたいと思います。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 本来の目的についてですが、全協のほうで、部長のほうでお話したように、3つの事業の目的をお話しさせていただいたところです。

しかし、目的というものは、さらにもっと広い意味での目的という部分も中にはございましょうが、その全ての目的についてここに記載することではなく、第1条の中では乗馬を通してのスポーツの推進と健全な心身の育成という大きいくりで整備をさせていただいたところでございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それですと、当初の、僕たちが説明を受けてこのものを通したんですが、そうしたら、これは、那須塩原市ホースガーデン使用条例みたいな感じの条例なんですか。やっぱり基本的に条例というものは、一番最初に説明を聞いてこういった形でしっかりいくのかなと思って、いざ見せてもらったら、あくまでもそういった趣旨よりも、使用の部分をもっとうたっているような条例にしか思えないんですが、その辺はどう思いますか。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 使用のためという項目として、設置目的をうたっているものではございません。何度も繰り返しますように、目的というものは人づくりの教育とか、それから定住を促進させるものという目的とか、ほかに、ホースセラピーによっていろんな方を助けたいという目的、また、ほかにもっと広がりを持つことによって本市の観光イメージのほうの高まりというものも出てくるものと思われれます。

しかしながら、個々の表現を入れるとなると、さらに目的の部分がぶれるという言い方は失礼かもしれませんが、目的が少し広がってしまいますので、そういった意味でコンパクトに第1条のスポーツ活動の推進とか心身の育成という言葉でくくらせていただいたわけでございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 それであれば、まず、この那須塩原市ホースガーデンという名称にしたことについてお伺いします。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 那須塩原市ホースガーデンという名称でございますが、こちらの名称を定めるに当たりましては、さまざまな角度からどういった名前がふさわしいのかということ、課内、部内で協議してまいりました。

まず1つは、ここでは馬を使っているいろいろな形が生まれるということで、ホースという言葉候補の一つとして選ばせていただきました。また、ここでは庭園、ガーデンということで、馬からイメージ的に誰もが入り込みやすいというイメージを持つものとして、ホースガーデンという名前に決めさせていただきましたが、名称を定めるに当たっては、8つほどの名前の中で課内で議論して教育委員会に諮って定めさせていただいたもので

ございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 もう、今さらこのホースガーデンの名称についてどうのこうの言うわけではありませんが、そういったスポーツ振興課のところでまずたたき台をつくってそういった名称を決めたのか、それとも、庁内会議で決めたのかという、その順番だけをちょっとお願いします。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 名称については、スポーツ振興課内、私どものほうで一つの目安として定めさせていただきまして、庁議に、そして、教育委員会等に諮って決定したものでございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 経緯はよくわかりますけれども、この条例をつくるに当たって、当初僕たちが聞いていたのは、アニマルセラピー、ホースセラピーによって、障害者の情操教育とか、あたかも障害者を救うような、障害者が馬を使ったら治るみたいな説明を聞いたんですが、それであれば、使用料、なぜ障害者からお金を取るんですか。そこもちょっとお聞きしたいと思います。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 障害者に対しての料金については、私どものほうでもいかほどの料金にするかということは議論させていただきました。その中で、一つの目安としては私どもの他の体育施設の使用料、障害者の方はどうなっているのかというところを確認させていただいたところ、やはり100%減免ということではなく若干の免除ということで設置してございましたので、その形に準じて減額をさせていただいております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 馬を乗せることによって、常識的に保険等も必要だと思うんですよね。そういったもの

は勘案しなかったのですか。だから、俺らは聞いていたのは、ゼロでもよかったのだけれども、結局そういった保険とかに充当するのでお金を取るという発想だったらいいですけども、基本的には整合性が立たないではないですか。障害者のためにやるのだと、何とかお願いしますと言ったから普通は、良識ある人だったら障害者はそんなに数いませんよ。小学校4年生を全部、1,000人ぐらい乗せるといった発想もあった。いろいろあって、ここに来て障害者からお金を取るというのは、当初の施策と違うのではないですかという話だよ。ちょっとぶれていませんか。

まず、障害者を乗せるのではなかったのではないですか。であれば、無料でもいいのではないですかという話ですよ。そこのところ、よろしくお願いします。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 障害者を救うという点においては、1つつけ加えさせていただきますが、第1条の健全な心身の育成というところにあわせていただいております。私どもは理解しております。ですから、障害者をこれからどうしていくという部分は、これからこの文面の中でしっかりたたき込んでいきたいというふうに考えております。

また保険料については、当然のことながらこの事業を行うに当たりまして、保険は、十分な保険は掛けさせていただいております。そして、先ほど申し上げましたように、やはりゼロ円で使用料はいいのかという部分については、やはり他の体育施設の考え方と同じように若干のご負担をいただいでいくという形に至ったところでございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 この施設は特別だったのですよね。それはなぜかということ、スポーツ施設振興計画にない計画がぱっと出てきて、ぱっと通ったような形

になって形になったのですよ。そうやったことを考えると、従来の野球場、サッカー場、テニスコート、いろんな意味でスポーツ振興課が総合計画で立ち上げた計画が、それよりも先に財産価値を見失っていたと。これは非常に濟まなかったと、そうやっていろんな経緯をつけてできた施設なので、普通の施設と同じように考えるのはどうかと思うのです。この施設ができる上によって事業目的の説明も受けました。ほかのスポーツに比べると全然違う重みがある事業だと思うので、せっかくそういった部分で条例をつくるのであれば、障害者に関しての使用料なんかも本来ならよく議論するべきであったのかと思うのですが、その辺の考えはどうだったのですか。

だから、何というか僕らが聞いていた話と整合性がとれてないのではないかと、それでは。障害者はもう何というか、そういった部分で、これがひとつきっかけになればそういうチャンスがあると思うので、そういったやはり当初の説明を聞いていて条例ができてきてみたら、ちょっと違うのではないかなというような部分を感じているので今、質疑をさせていただいてもらっているのですが、その辺ちょっと僕らの意見を踏まえた上でどのような形で、通すのは簡単ですよ。しかし、これはやはり整合性が立たないと説明できない、俺もアカウンタビリティーといって市民に説明しなくてはならない。何であそこに馬場つくったのだという、そういう人たちにもわかるような説明をしたいのですよ。いや、実はこういう目的でやるんだよ、こういう形でやるんだよというのがあれば大方の市民は納得するのではないかなと思いますけれども、ただあれがあったから。後の予算の質疑でも聞きますけれども、サッカーなんか非常にいい形で面倒見てもらっていると思うので、ここのこういった条例の制定につい

ての整合性の部分だけ、しっかり説明ができればと思うので、どういうふうに考えているのかお伺いします。

鈴木委員長 部長。

伴内教育部長 この話が出て3年近くたつ中で、今、櫻田委員からお話ありましたように、当初価値を見失っていたという部分から、ある意味この事業がスタートしたというふうに私ども認識しております。なおかつ、その利用という部分で定住につながるとか、いわゆるアニマルセラピー、ホースセラピーに取り組むことで障害者等のやはり長期的な改善とか、そういったものも含めてということと考えておまして、先ほどこの1条の目的の中にあります健全な心身の育成というような、あえて幅広くこういう文言に整理させていただいてということで、いわゆるアニマルセラピー、障害者についてもここでお酌み取りいただきたいというのが1点。

それと、使用料の関係でございますが、今回障害者についていわゆる丸々減免ということにしていない取り組みについては、正直、利用をいただく方全員から保険料を含めた形での使用料を取らせていただいておりますので、最低限の部分、例えば引き馬であれば50円部分の保険料という形である程度のご負担はいただきたいという考え方のもとに料金設定のほうはさせていただいております。

あわせて、当初からいわゆるこのセラピーというものがなかなか取り組めないという、本当に専門性が高いということで何力所か見てきていますが、今回の事業を進めるに当たって、最終的な目的は当初より説明しておりますホースセラピーに結びつけるという考えがありますので、1年程度の時間を見ていただいて、私どもとしてもそちらに取り組むよう努めていきたいということでご

理解いただきたいというふうに子どもは思っております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 そうすると、当初聞いていたのは小学校4年生、約1,000人規模の人を乗せたいのだと、そういった説明もありましたね。ここを見ると、小学生及び障害者、市民は1,000円という理解でよろしいのですか、使用料の部分。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 教室の部分でございますが、教室の中の団体ということでよろしいのですか。

櫻田委員 これ小学生及び障害者で、市民1,000円と書いてあるのですよ。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 小中学生と障害者につきましては、おっしゃるように月1,000円で1カ月何度でもご利用ができます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 では、4年生を乗せるときは1回幾らなのですか。

鈴木委員長 部長。

伴内教育部長 規則の中で減免規定を設けておまして、市内の子どもたち、また高齢者、障害者については4分の3の減免規定を適用させていただきますので、乗馬教室の個人であれば2,000円ですが、500円という形での対応をさせていただく考えであります。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 最後になりますけれども、これは基本的に、あえてこの事業目的を1条に入れなかったというのは、基本的には大枠な広くくりで、当初説明を受けていたものがこの文言に全て反映されたという理解でよろしいのですね。

鈴木委員長 ほか、ございますか。

相馬委員。

相馬委員 もう一度詳しく説明していただきたいのですが、乗馬教室、月2,000円で、その月は何回でも乗れるということだと思のですが、あと乗馬教室の団体が90分間で1人2,000円。5人以上ですから1万円ということになるのだと思のですが、これは内規か何かで定員というのはあるのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 まず、申しわけございません、私どものほうの説明が不十分でございます。先ほど部長のほうからお話がありましたように上記の条例については各減免の項目を定めておまして、もう一度同じように繰り返させていただいて申しわけございませんが、乗馬教室の個人については月額1,000円で30日間、何度でもあいていれば利用することができます。時間に制限はございません。また乗馬教室の団体について、条例では1人当たり2,000円を定めてございますが、まず1つ、学校教育等の授業で行う場合には当然のことながら無料とさせていただきます。そして、市民につきましては1人当たり1,000円の料金で、また15歳以下、65歳以上、障害者の方については500円で90分間ご利用ができるというふうに定めてございます。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そのときに、あいていればという今お話だったのですけれども、あいていなかったときには結局乗れないということになってくるのだらうと思うので、例えばこの個人の乗馬教室の定員と、団体の乗馬教室の定員で、例えばその学校で小学生が、4年生が1団体がどんと入ってきたときには、その日は恐らく一般の人はもう入れないということになったりする。そうすると、全体的に乘れる量が決まっているのだらうと思うのです、

1日にこれくらい乗れる量が決まっているのだと思うので、定員というのが各この項目にあるのかどうか伺いたいのですが、

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 定員については、ある程度の目安はございます。現在のスペースから考えますと、1回当たり30人の団体を受け入れるというのが限界でございます。30人をどのように受け入れるかについては現在のスペースを2つのブロックに分けまして、そちらで90分の事業を行う予定です。

また突然行って乗れないということもございまずので、そちらについては受け付けの段階でスケジュール表の管理を行いながら、例えばこの時間だったらあいているから、その時間にいらっしゃってくださいというようなご案内になるというふうに考えてございます。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そうすると、今の計算だと90分で30人という計算ですから……9時から。9時半から5時までだから、7時間半ですか。そうすると1日100人ぐらい、マックスで。

鈴木委員長 課長。

説明を、もう少しわかりやすくやってもらっていいですか。

宇都野スポーツ振興課長 失礼しました。

30人という値につきましては、1日団体でいらっしゃる方、また個人でいらっしゃる方、さまざま形態がございまずるので、あくまでも団体の方だけを受け入れる場合には多人数がカウントされますが、この事業は間、間に個人でいらっしゃる方、引き馬をご利用なさる方もおりますので、そちらの人員については今さまざまなパターンを想定しながら、1日をどのような状況でコントロールしていくかというのを考えているところでござい

す。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そういう、実際の運営の仕方とかは、この条例にはやはり載せなくてもいいというお考えで入っていないのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 条例等には想定されるパターンが多岐にわたるために、こちらのほうには盛り込んでございまずせん。

鈴木委員長 部長。

伴内教育部長 今、課長のほうから説明がありましたように、今回私どもが条例を制定し、その細かな部分については第15条の規則の中で定めるということで規定をさせていただきました。その規則の中で具体的な申し込みの方法であるとか、細かな部分を整理しているところでございます。

あわせて、先ほど来、ご質問のありました定員はどのぐらいいるのかということもございまずすが、馬の数が6頭というまづ前提がございまず。それと、ポニー等2頭と、合わせて常駐させると。実際に引き馬が3人来たと。その後、団体が2団体入ったとか、いろんなパターン、実は7つから8つのパターンをシミュレーションしました。最大限とれるものということで見えていく中で、大体50名から80名ぐらいが1日当たりのマックスかなというような試算も出ております。

今後の受け入れに当たっては、規則の中も含め、実際の運営については、引き馬の場合にはある意味1周全部全部使ってしまうわけですね、1人で。1周使うと中の、ほかの乗馬ができなくなる可能性もある。そういったパターンを幾つかのパターンで織り込みながら、団体であれば15名マックスで2つに分ければ30名一遍にできるだろうとか。ただその中に、引き馬が入った場合には半分にしなければならないとか、いろんな想定をして今運

営しようとしておりますので、定員という形になりますと50から80名の中で1日当たりは対応できるかなというのが、今の時点での想定でございます。今後、試行、7月1日に向けて詳細については再度また詰めていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

相馬委員 わかりました。

鈴木委員長 高久委員。

高久委員 違うあれがあるのですが、これを使う条件の中で、小学生は、ポニーという言葉が出てきましたので、そのポニーだったり、小学生でも大きい馬だったりというのはもちろん希望でできるのだと思うのですが、子どもたちが行って馬に乗る、馬と接するという、非常に情操教育に役に立つなということで行われてきましたけれども、学校のほうで行くよと、このクラスで行くよというパターンで行って、実際に馬と面と向かった場合に、とてもだめだなという子どもたちも結構いると思うのですよ。出てくるパターンがあると思うのですよ。特に障害者とか、あとはちょっと精神的に不安定な状態のときの子はそういうパターンが起り得るということなので、子どもたちに行ったらもう乗ってよという形をするのか、行って子どもたちが改めてちょっと難しいと言ったときにはどう対応するかというのは、学校のほうの対応になるのだと思うのですが、学校担任の対応になると思うのですが、その場合はどんなふうにとられているのか。

鈴木委員長 ちょっと待ってください。そういったときの場合の条例としてうたっているのですかということを知りたいと。

高久委員 どう捉えているのかということで。

鈴木委員長 そういった場合に対して、条例としてはうたってあるのかなのかという問うしかな

いと思うのです。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 条例上ではうたってございません。ただ今回、青木小学校のほうで既に実践されていますように、中にはどうしても馬との触れ合いはやりたくても、馬の背中に乗りたくないよという生徒さんもいるのではないかとということで、個人ごとに承諾書とありますが、乗るための確認をさせて授業のほうをやっておりますので、今後各学校から乗馬授業をやる際には同様に各個人ごとに乗るかどうかという確認はしたいと思います。

鈴木委員長 条例についてですか。そのこのところ、ちょっと頭に置いて質疑をお願いしたいと思います。

齊藤委員。

齊藤委員 すみません、じゃちょっと条例のほう、教えて聞かせていただきたいのですけれども、大体、教育委員会から指定管理者を使って、最後の14条で、どういう見解か書いてあるものは、指定管理者と読みかえることができると書いてありますよね。そして、この文言を使ったまま、第5条を見ていただきたいのですけれども、ホースガーデンを利用する者は教育委員会の許可を受けなければならない、ここは指定管理者と置きかえてもいいと思うのですが、次の2項が指定管理者はホースガーデンの管理上必要があると認めるときは、全項の許可の条件を付することができると思いますが、そこまで権限の委譲をしても大丈夫なのでしょうか。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 管理上の必要性の是非については、まず指定管理のほうを確認をした上で、状況によっては判断が難しいとなれば当然のことながら教育委員会に相談をしながら最終的な



判断をするということを考えております。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 それだと、この条例の重みがないと思いますけれども、この宛てがいがもう指定管理者ありきでつくっているのだからこういう要望があれば雑なつくり方なような感じがするのです。読みかえができるから、あとの条件の1項から4項は消した以外は全て指定管理者という書き方をしてしまうと、この条件がでは何なんだといったときに、全てお任せしますのでといったときの責任の度合いが教育委員会でしょえるものなのかどうかの判断が指定管理者ができるのかということまで僕はちょっと深読みしてしまったのですけれども。

鈴木委員長 ある意味でそういうようにとれるという部分もあるだけに、そういうところまで考えてつくれたのか、つくったのかという部分もあるのでしょうか。

課長。

宇都野スポーツ振興課長 こちらについても、私どもの現在の対応施設等の条例を参考につくらせていただいておりますが、最終的には教育委員会を通しての最終的な責任、判断というのは必要だというふうに考えております。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 すみません、では課長が今言われた部分というものはどこかに表記してありますでしょうか。もう最大の権限は教育委員会にあってということで、そういう判断が難しい場合には教育委員会がということがないと、この条件だと全ての権限がホースガーデン指定管理者に、要は利用する許可だけの話かもしれないですけども、管理上、物が壊れたから今回は乗せられませんか、そういう意味程度だったらいいですが、教育委員会でも判断し切れないうところをこの指定管理

者が行ってしまった場合ということまで考えられてしまうような気がするのですが。要は、2項の部分だけが気になっているということなのですからけれども。

鈴木委員長 部長。

伴内教育部長 今回の条例の15条、繰り返しになりますが、附則の中で細かな運用を決めております。今回、5条の利用の許可につきましては、利用者は事前に申請をするという大前提がございます。その中で、利用者が利用を取り消すとか、こちらが取り消すとか、そういった場合には必ず書類の中でのやりとりをもちろんすることになります。そういった中で、指定管理者が基本的に利用者から取り消しが出れば、もちろんそれは問題ない。ただ、判断の中で指定管理者がどうしよう、ちょっと問題あるかなというような場合には、もちろん教育委員会との調整を行った上で最終的な判断をするということで、規則の中でそういった詳細については決めがありますので、そちらのほうで実際の条例の運用はやっていきたいというふうに考えています。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 わかりました。では、規則のほうでそういったところがしっかり網羅されているということと理解いたしました。

あともう一つ、第12条、原状回復の義務。こちらの部分なのですが、これとリンクしているのが第8条の規定ということで書いてありますよね。第8条は、この下の部分に該当するものは利用制限し、もしくは停止させる権限を持つということで書いてあると思うのですが、12条の原状回復の部分で、利用者はホースガーデンの利用を終了したとき、第8条の規定により利用制限され、もしくは停止させられたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に復し返還しなければならない

と書いてあるのですが、ここのリンクがちょっと僕、整合性がとれていないと思うのですが、説明をしてもらってよろしいでしょうか。急に原状回復になってしまっているのですよ。

鈴木委員長 8条と12条との関係。

齊藤委員 そうです。下の13条が、例えば賠償とかが書いてある部分で原状回復とかならわかるのですが、施設の道具を戻せとか、そういう意味なのかどうかちょっとわからないので、それはちょっと説明していただければと思います。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 原状回復については、まず利用する際には、問題性というのが確認できていなく、利用が終わった段階、例えば今、委員がおっしゃったように、何か物が、ちょっともとの位置に置かれていないとか、あとは何かふぐあいが生じていたとか、そういったものを正しい形に戻していただくということで設置させていただきますが、13条の損害賠償となれば、それは物が具体的に壊れた、またはなくなってしまうと、そういったところの賠償責任をうたっておるところでございます。

鈴木委員長 齊藤委員。

齊藤委員 すみません、では僕の読み違いかもしれませんが、直ちに自己の負担でということだと、どうしても費用的なものだとちょっと考えてしまったので、こちら8条だと、どちらかというに乗る前のイメージで判断ができるような感じがして、12条は今度利用した後になってしまっている、原状回復の義務というところがちょっと読み取れなかったかもしれないですが、では今言ったとおりのものでいいということで、はい、俺がばかだったかもしれないけれども。

〔「委員長、暫時休憩入れてもらっていいですか。暫時休憩、いいですか」と言う

人あり〕

鈴木委員長 では、今から10分間。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時56分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

課長。

宇都野スポーツ振興課長 先ほど、条例の部分につきましては、私どものほうでご説明をさせていただきましたが、規則につきましても皆さんに説明が必要な部分がございますので、改めてお手元の施行規則について簡単に説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、利用についての許可という部分では第2条でございます。利用する際には申請書を提出して、教育委員会の許可をいただきたいと思います。

そして、教育委員会は利用の許可証を交付することになります。その中で利用の取り消し、変更等が必要な際にも変更申請を提出していただくということになります。

また、次のページになりますが、第4条では、先ほど口頭で少しお話しさせていただきましたが、使用料の減免、免除について定めており、次のページの別表のほうで免除、減免の基準を載せていただいております。

また、第5条につきましては、利用者が何らかの事情で料金をお戻しなくちゃいけないという場合の申請の手続等を定めております。

また、同様に6条では原状回復、先ほどの原状回復について行った際の報告。

また、第7条では、同様に読替の規定について

定めてございます。同様にこの附則について7月1日から実施するというふうに定めておりますが、さらに、私ども今行っている作業の中では、さまざまな個々の取り扱いについて、要領、また取扱いの内規等が必要になってきておりますので、現在、今の段階で皆さんに提示できるものはないんですが、その作業に当たっているところでございます。

以上です。

鈴木委員長 今、説明にありましたように、施行規則15条の中での細かい説明と要領、内規については、今つくっているという作業に入っているということですが、皆さん方から何かございますか。

心配事も多々あると思うんですが、そのことについても、この後の要領的な中でつくっていくのか、そういったことも含めまして質疑があればお聞きしたいと思います。

相馬委員。

相馬委員 大体その運用に関しては規則といたしますが、その内規でこれから決めていくということだったんだろうと思うんですが、そういうことなんでしょうと思うんですが、その使用するのに、例えば受け付けをするのも、受け付けが大前提だということなんですが、受け付けが何カ月前とか、何日前とか、そういったものも全部、そうすると内規というか、その規則でこれからつくっていくということによろしいんでしょうか。

例えば、夏休みの日曜日で東京のほうから来るというのに、その1カ月前の朝9時半から受け付けだとします。9時半に電話が通じませんでしたとかっていう、そういう可能性もあったりするんだろうと思うんですが、そういったことへの対処の方法とか、そういったところまである程度規則で、それは例えば指定管理者に全てお任せす

るといことなのか、それともスポーツ振興課のほうでそういった内規をつくっていったら、この条例に附則させていくのかというところの考えを伺います。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 おっしゃるように、想定されるトラブルというものはたくさんございます。そのために取り扱い、内規的なものになるんでしょうか、いろんなトラブルを想定した対応という、参考書的なものは私どものほうでつくってまいりますし、当然それが指定管理者のほうに移った際にも、指定管理とともにさらに内容のほうを詰めてまいりたいというふうに考えております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 大体のことは、その運用に関しては、規則でもう決めていくというようなお話で了解しようと思うんですが、すいません、もう一つ、第4条のところにホースガーデン施設長、その他の職員を置くことができるというふうに、この条文は職員というふうに書いていますが、ちょっと意味を詳しくご説明いただきたいと思うんですが、その施設に施設長を職員として配置することなのか、それとも別なところに施設長という肩書でいるのかということになるんですが、それともその職員を置くことができるということなのでしょうが、いずれ職員を置く可能性があったり、ということも想定しての条文だということなんでしょうか。

鈴木委員長 第4条の説明ということですね。

課長。

宇都野スポーツ振興課長 ホースガーデンには、馬を常駐させておりますので、当然のことながらスタッフがいないということになりますと何らかのトラブルに対応できませんので、そのために施設の長と、またその他の職員を置くというふうに

定めて、管理運営の計画化を図ることを目的としています。

鈴木委員長 部長。

伴内教育部長 今、ちょっと説明補足させていただきます。

この第4条で規定している施設長、その他の職員を置くというとは、あくまで市の設置施設ですので、市の職員を対象に規定したものですので、今、課長が馬を常駐させるのでその管理をしなければならぬというのが、必然的なことでありまして、それについては委託する事業者が、本来委託契約の中で行うべきもので、将来的に、例えばこの施設の管理運営を市の職員が行うだけの事業量が出てきたとか、管理が現場で職員がしなければならぬような状況が出てきた場合に、施設長を置くことができる。職員を置くことができるという将来を見越した意味合いでの規定というふうにご理解いただければと思います。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 これ、十分説明は今いただいたんですが、基本的には可決はすると思うんです。通常ですと施行規則から何から出てきて条例であれだけども、条例ができてからこの施行規則をつくるという順番がどうかと思うんですけれども、普通だと、課長、これこういうやり方ありなのという話になっちゃうと、非常に僕らも説明責任がつかみませんので、できれば17日の日に議会で視察に行くわけなんですよ、青木のところ、この委員会で決めることだと思うんですけれども、延ばすこと延ばさないことはできないですけれども、このままで納得してくれといっても、十分なんか奥歯に何かが詰まっているような感じなので、納得なかなかしづらい部分もあると思うんです。

であれば、通常、こういったのを用意してから、

じゃ、条例どうですかというのが普通の進め方だと思うので、ここまで何となくもう整理がつかないから、じゃ、通してくれという話もちょっとおかしいと思うので、差し支えなければ、その辺もちょっと十分に考慮してもらいたいし、まだ時間ありますので、そういった説明がうまくできるような形であればいいと思うんです。

これ誰が見ても、今言うように、いろんなもの出てきますよね。やっぱり本会議場でいろんなものが出て、僕らが通しちゃってどうのこうのといっても、納得いきませんので、できれば全員可決のもとにこういったものに関しては、先ほど相馬議員が言ったように、例えば野球場とかは借りるのにいろんな規定があって、この馬に関しては、これが市長の思ったような政策なのか、定住化につなげたいのかいろいろあって、そういった部分で緩和されている部分は十二分に理解はするところではあります。やっぱり整合性という部分で、少しその辺はちょっと考えてもらいたいと思うんですけれども、課長どうですか。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 条例と施行規則については、私どもの定期審査の中で、一体として審議してまいったところでございます。最終的な例規、審判を経て、施行のほうもこちらのほうで、最終的には第何号という形ではまだ入ってはございませんが、こちらが最終的なものとして確認をされている部分であります。これが詳細の条例の説明の際に、私どものほうで同時に説明できなかったということについては、申しわけなくおわびしたいと思いますし、また必要とあれば、17日の視察の際に改めて詳細についてご説明をする機会をいただければというふうを考えておりますが、いかがでしょう。

鈴木委員長 17日の日に説明を受けるということ

で、うちのほうも午前中から午後まで日程いっぱいなんです。だからそういう中においては、時間的にちょっと厳しいというのが現実にあるんです。ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時44分

鈴木委員長 それでは、休憩前に引き継ぎき会議を開きます。

その前に、傍聴者がおりますので、議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としておりますということがありますので、これに基づき許可いたしたいと思えます。

それでは、引き続き質疑を進めていきたいと思えますけれども、質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、討論を許します。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第15号 那須塩原市ホースガーデン条例の制定についてを原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第15号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第6号の説明、質疑、討論、採決

鈴木委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）審査に切りかえます。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

宇都野スポーツ振興課長（議案第6号について説明。）

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

櫻田委員。

櫻田委員 まず、142ページなんですが、新規管理棟建築と出ていますが、この概要をお聞かせください。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 失礼しました。

青木サッカー場に建築予定の管理棟でございますが、場所としては、青木のサッカー場を入りまして、すぐ左側に設置する建物でございます。平屋建ての401平米の建物で、中身につきましては、会議室、そしてシャワールームやトイレ、審判室、事務室等を設置する予定であります。

また、こちらの管理棟については、周辺の外構の工事のほうも並行して進めてまいりたいというふうに考えております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 予算規模も、お願いします。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 予算につきましては、本体の建築費として1億800万ほどを考えております。また、電気工事として1,990万、さらに機械工事としては4,200万を予定してございます。

また、外構工事については約1,000万ほどを考えております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 イメージ的には、会議室は、もちろんあそこで大会が開ける、代表者が来て抽せんができたとかというイメージでよろしいんですね。

宇都野スポーツ振興課長 はい。

櫻田委員 一番大事なのは、女性のプレーヤーが来て着がえができる、例えばロッカーとかそういうものも用意しているのでしょうか。お伺いします。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 今回の管理棟については、女子のサッカーチームも臆することなくご利用いただけるように、トイレ、ロッカー、シャワールームについても男子同様に設置させていただく予定でございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 こういった施設をつくるに当たって、例えば那須塩原市のサッカー協会ですとか、そういったところの意見を集約したりとかということはしましたか。その辺をお聞かせください。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 今回の設計に当たっては、那須塩原市のサッカー連盟さんのお話などを聞きながら、設計のほうを組み立ててまいりました。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 最後に1点なのですが、143ページ、新規、馬場整備事業の11001事業で、新規の管理運営業務で2,100万計上していますが、これは指定管理者に出す金額でよろしいのでしょうか。お伺いします。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 指定管理にお出しする

……。失礼。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 訂正いたします。申しわけございません。

指定管理にお出しするものではございません。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 じゃ、詳細に説明をしてもらいたいと思います。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 こちらの管理運営業務につきましては、今後、この馬場事業を行う業者を選定しまして、入札によりまして業者を選んでいく。そのための事業費として計上したものでございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 通常ですと、建設なんかでは希望予定価格というのが出まして、それに伴って入札をいたしますね。こういったものに関しては、どうやってこういった積算をしたのか。その辺もお伺いします。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 こちらにつきましては、今まで私どもが何力所か既に行っている調査事業の施設を見てまいりまして、そういったところの予算、また経費について参考とさせていただきます。その上で予算として計上させていただいたものでございます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 通常、そういった試算をする上で、今、全国津々浦々、いろいろなものを参考にしたとは思いますが、この予算のところ、もう既に業者が決まっているなんていうことはないですね。その辺だけはちょっとお聞きしたいと思います。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 それについてはござい

ません。あくまでも今まで見てきた業者の資料をベースに、積算のほうを行っております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 あくまでも本市の入札どおり、一般競争入札という理解でよろしいんですか。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 入札の方法については、現在、契約課等とどういった方法が望ましいのかということでお話をしております。あくまでも、事業の性格として、金額だけで判断できるものでよろしいのか、それとも、この事業をしっかりやっていくには、金額以外のところでも求められてはいけないのではないかと、今、部内で議論しておりますので、入札の方法については、今後詰めるというふうにご理解いただきたいと思っております。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 通常、役所の決め方で、この業務は4月1日から施行するという説明をいただきました。通常ですと、足りなかったから6月に補正をというわけにはいかないと思うので、いろいろな意味で、この馬場事業を進めるに当たって、当初の目的どおりそれが達成できるというもので、通常ですと予算組みをすと思うんですけれども、そういったところの組み方も少し粗いのではないかなという気がするんですが、どのように考えていますか。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 事業に対する認識の甘さという部分に対しましては、委員ご指摘のとおり、私たちの研修自体が十分精査されたものであるかということについては、私どもも不安な部分はございます。

しかし、たくさん数ある施設のお話を聞いた上で固めており、また、今後、7月からの事業の

進め方ということについても、計画に基づいてやっていく形は見ておりますので、ある程度、皆さんのご期待に応えられるような事業を開始できるというふうに考えております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 すみません。まず、収入のところ、すみません、ちょっと、どこかにあったんですが、ナイター利用の収入のところ、那須拓陽高校というところに、何ページだったかな、すみません。

〔「一番最初は5ページですね」と言う人あり〕

相馬委員 1万4,000円というふうにあったんですが、まず、ことし、今年度もしくは前年度の拓陽高校の使用の実績を伺いたいと思います。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 拓陽高校でございますが、昨年度、平成25年度でございますが、利用日数83日、利用人数については858名の方がご利用なさっています。

相馬委員 858。それで予算は1万4,000ということではないでしょうか。

鈴木委員長 係長。

高橋スポーツ振興課長補佐 その追加のほうの利用を、今課長が申し上げましたが、グラウンドの夜間照明につきましては、24年、25年度もゼロであります。

相馬委員 夜間照明ですね、ごめんなさい。

高橋スポーツ振興課長補佐 最近、ちょっと利用者がなくて。

相馬委員 ですよ。

高橋スポーツ振興課長補佐 はい。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 こういう場合は、やはり予算としては、利用するというめどで予算を入れるということでは、よろしいのでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

相馬委員 わかりました。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 じゃ、続きまして、すみません、140ページのスポーツ振興事業費の新規の小中学生社会体育活動支援100万円ということなんですが、これを実際に使用する場合の決まりといたしますか、どういう大会に、どういう場合にこの100万円を支出できるものなんでしょうか。上に激励費というふうのがあると思うんですが、激励費は恐らく今までどおりなんだろうと思うんですが、激励費とは別に、激励費は激励費の規定があって支出されるんだろうと思うんですが、今回のこの活動費の、こういう決まりであれば補助しますという決まりはあるんでしょうか。

鈴木委員長 係長。

大野スポーツ振興係長 ただいまのご質問なんですけれども、実際の規定等はまだ定めてはいないんですが、現在、想定して予算を計上しているのが、現状ですと小中学生が中体連の大会に行った場合には旅費等が学校教育課所管で支出されております。それ以外の社会体育活動ということで、スポーツ少年団活動については、補助を市からいただいているものの中からわずかばかり出ている状況ということで、大きな大会に行く場合の負担が大きいというような状況になっておりますので、その際に社会体育活動を伴う義務教育の小中学生が、今想定していますのは全国大会に出場した場合、その旅費の一部を補助したいというような内容になっています。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 その全国大会と言われる、全国大会の基準。今、小中学生の大会で全国何とか大会というふうに名前をつけてやる大会は、各いろいろな地域でやっているかと思うんですが、その大会を、

どういう大会だったら認めるというか、補助をするとかという、そういう決まりというのは現時点ではないということによろしいでしょうか。

鈴木委員長 係長。

大野スポーツ振興係長 現時点では決まりはございませんけれども、想定としていますが、中央協議団体が主催、例えば野球の連盟さんですとか、陸上の競技協会さんですとか、そういったところが主催している大会、間違いなく全国大会に位置づけできるものです。それは想定させていただいております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そうしますと、これは、例えばスポーツ少年団であったりとか、各小中学校の社会教育活動として行われている団体にと、団体にと、ということによろしいですか。個人ではなくて。

鈴木委員長 係長。

大野スポーツ振興係長 そちらにつきましては、団体もしくは個人の両方ですね。想定しているのが、例えば部活動で野球、サッカーとやっている方が、例えば別に中学生とか剣道をやっている場合ですとか、柔道をやっている場合ですとか、小学生もそうなんですが、そういった形で全国大会ということも想定されますので、団体競技であっても、個人競技であっても、全国大会ということで行った場合には、部活動以外の社会体育活動で行った場合には対象としようということを想定しています。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そうしますと、近隣の市町だと、例えば距離によってどのぐらいとか、日数によってどのぐらいとか、あとは何でしたか、そういう決まりがあって金額が決まっていると思うんですが、今、100万というふうに試算していると思うんですが、そういう細かいところの決まりは現時点で



は決まっているのでしょうか。

鈴木委員長 係長。

大野スポーツ振興係長 現時点では決まっておりません。現在検討しております。そういった状況になります。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そうすると、規定が決まっていなくても、金額としてはただ100万円というふうに決めた理由は伺えるか。

鈴木委員長 係長。

大野スポーツ振興係長 すみません。そちらの算出根拠なんですけど、現在、スポーツ少年団のほうに、一応派遣費補助ということで県大会以上出場したものについて全て集約しまして、そちらに対して事務局で積算をしたりですとかして、数字をはじき出して予算の関係上案分してこうしています。ですので、現状のスポーツ少年団に加盟している方々が全国大会に出ているという実績は上がってきておりますので、そちらを集約して、実際のどのぐらいの旅費、どの場所でどれぐらいの旅費がかかっていたんだろうというのを試算しまして、全部該当した場合にこれぐらいだというものに対して、おおむね8割、昨年度ですけれども、8割補助した場合でも100万程度あれば十分足りるような内容でしたので、今回については、そういった内容を確認の上、100万円ということで計上させていただいております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 最後に1つなんですけど、激励費は、例えば市民、市民というか、住所が本市にないと個人に出している、激励費は個人に出してしまして、住所が本市内の選手じゃないと出ないというふうなことになっておりまして、例えば市外のチームに所属していても出るということがあるんですけど、この規定は、そうすると、やはり市内に住所がな

いと、同じチーム内に市外の住所の方が入っていた場合に、その方は対象外にするのか、それは、それとも対象内にするのか、伺います。

鈴木委員長 係長。

相馬委員 すみません。そちらの部分は最終的に、いろいろなスポーツ関係、例えば在勤者に対してやる考えですとか、いろいろな、多分、今議員に言われたような考え方がありますので、最終的に激励費とあわせて市民という形にするのかという部分ですね、あくまで小中学生、基本的には市民という考え方になるかと思うんですが、市内に在住する方ということになりますので、そういった中で最終的な取り決めを、運用上、よりよい形にしたいというふうに考えております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 この激励費については、例えば監督されている先生が市外の住所だったということで、市内の選手は激励費の対象にはなりませんでしたよ。でも、引率する監督先生は実は小学校の先生だったとします。そうしますと、その先生が例えば住所は大田原でしたという先生はたくさんいると思うんです。先生の分は、激励費としては、今まで出ませんよという形だったと思うんです。それについては、多少市民からの不満はあったんだと思うんです。先生が引率として行くのに、先生はその激励費の対象からは外れていますよと。理由は先生の住所が市外の住所だったからという理由だけで激励費の対象になっていなかったの、保護者の人からは、それはおかしいだろうという話は当然あった話なので、その辺も含めて、これから、もし運用、補助金の対象とするものはどういうふうなものになるのかというのを決めるのであれば、その参加するチームにかかわる人は、選手と、激励費で決まっている選手の登録枠とかというのはあると思うんですが、それとちゃんと市外であつ

ても、指導者とか顧問の先生とか、そういったものもある程度入れられるような、そういう規程のつくり方にしていただければというふうに思います。これは要望です。

鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

齊藤委員。

齊藤委員 142ページの下段の塩原運動公園、関谷南公園管理運営事業なんですけれども、新規で公園の遊具の設置と書いてあるんですけれども、これの説明をお聞かせください。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 現在、関谷南公園には遊具のほうが設置されております。しかし、かなり年数がたちまして、耐久性については、今後整備していかなくちゃいけない状況になっておりますので、今回、社会資本整備の交付金の対象になるということで、この機会を捉えまして、長寿寿命計画に基づく整備を行うものでございます。

齊藤委員 わかりました。

鈴木委員長 そのほかにご質疑ございますか。

質疑ございませんか。

相馬委員 最後に1つだけよろしいですか。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 140ページの全日本自転車競技選手権大会の概要をざっくりでいいんですが、説明していただけるとありがたいんですが。

鈴木委員長 係長。

大野スポーツ振興係長 それでは、概要につきましてはですが、そちらの全日本自転車競技選手権、こちらが平成27年6月27日と28日ですね、こちらが那須町と那須塩原市の一部を使ってやられます全日本のロードレースのチャンピオンを決めるレースということになっております。

それと、ほぼ同時期、1週間前に、大田原市のほうで同様の全日本のタイムトライアルレースと

いうものが実施されます。そちらの関係で、3市町合同で実行委員会が組織されておりまして、実際、こちらの大会は関東としては初めての開催ということで、海外の方々がたくさん来るんじゃないかということで、こちらも、先日届いたばかりなんですが、一応、こういった形の資料がございまして、ポスター等も掲示されるかと思うんですが、那須地区、この大きな範囲の中で、全日本、自転車の中ではトップに位置する大会ということで開催予定というふうになっております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 すみません。141ページのシルバースポーツ事業の、先ほどウォーキング講座、あとはウォーキング教室の謝礼というふうになっておりますが、このウォーキング講座の内容と、あとは講師というのはどういう方を予定されているのか、お願いします。

鈴木委員長 係長。

大野スポーツ振興係長 こちらのほうの、まず内容につきましてなんですが、主に高齢者を対象としたウォーキングの講習会といいますが、そういったものを予定しております。

講師のほうなんですが、ウォーキング関係で、日本ウォーキング協会ですとか、そういった協会がありますので、そちらで講師の派遣をしていただけるということがありまして、まず、そちらの講師の派遣をしていただいて、課長よりも説明があったんですが、市のスポーツ推進員にも覚えていただきながら、同時並行的に、市民の方にも教室を体験していただくというような形の二本立ての事業になっております。

鈴木委員長 相馬委員。

相馬委員 そうすると、そのスポーツ推進員は、今いらっしゃるスポーツ推進員じゃなくて、新たに別なスポーツ推進員として予定されるというこ

となんでしょか。今、登録されている方がいらっしやいますよね。その方をということなんでしょか。

鈴木委員長 係長。

大野スポーツ振興係長 現在いるスポーツ推進員の方に、ウオーキングに対しての技術といいますか、知識を習得していただくと。その方に、その後で指導者になっていただくというような計画になっています。

相馬委員 了解いたしました。

鈴木委員長 大野副委員長。

大野副委員長 141ページ、1001事業。これ、使用料及び賃借料で、東小屋運動場用地で361万6,000円と、お借りしているものに対するお支払いだと思っんですけれども、これ、結構金額がかいんですけれども、買い取るとかそういう話というのは出ないんですか。その用地は。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 こちらの施設については1万4,952㎡、1町4反という相当広い面積の土地でございます。宅地並みの評価ということになれば、相当の金額がはじき出されるわけで、以前にも同様に買い取りについての議論がなされたところではございますが、現在のところは用地を借りるといふところの考えで、部としては考えを進めているところでございます。

鈴木委員長 そのほかに委員の皆さんからございますか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成27年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにこと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

鈴木委員長 議案第6号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他

鈴木委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

櫻田委員。

櫻田委員 スポーツ振興課で、思っんですけれども、例えば自転車のロードレース、那須町が自転車の発祥みたいな感じで盛り上がっていますよね。本市は、駅伝が6年連続栃木県で1番になっているんだよね。那須拓陽もあるし、三島中学校もつながつているんですけれども、こういった予算を組むに当たって、じゃ、陸上競技場をよくしようとか、この駅伝のために、駅伝でまちおこしができるなとかという、そういった庁内の話は一切ないわけですか。その辺、ちょっとお聞かせしてもらいたいんですが。

鈴木委員長 課長。

宇都野スポーツ振興課長 もちろん、駅伝、いわゆる陸上は那須塩原にとって非常に大きな話題性のあるスポーツです。その中で、陸上競技場というものは、整備には数十億という相当なお金がかかるという、まず1つ問題がございます。現在、その中で、今すぐ陸上を行っている生徒たちのために何ができるかという部分については、もう既

に何回かご紹介したように、例えば公園の整備を行う、または、例えば拓陽の駅伝の生徒に対して金銭的な支援を行う等の措置を講じているところですが、もう一つ大事なものは、拓陽とか三島の中学校の生徒だけじゃなくて、多くの生徒たちがいつでも走れるような環境をつくらなくちゃいけない。また、その指導のあり方についても環境整備を行わなくてはいけないというふうに考えておりますので、市内の他のスポーツ施設の充実、また、指導者の確保をどうするかということについては、私どものほうで、もちろん今も、今後も検討、また、課題の話し合いを進めているところであります。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 基本的に、そういう話が出てしかるべきだと思うんですね。6年連続、これ甲子園だったら大変なことですよ。6年連続で全国行っていますとか。過去に、現在でもいいですけども、陸上関係者から、そういった人たちから、陸上競技場を何とかしてくれという要望はなかったですか。

鈴木委員長 係長。

大野スポーツ振興係長 私のほうで、正式に、例えば市に要望があったかどうかというのは、ちょっとすみません、定かではない部分なんですけど、陸上協会のほうから当然、大田原にもああったものがあるのでつくれないかというような話も、そういった雑談的な中での話はございます。ただ、その中で、金銭的な部分ですとか、維持管理等については非常に費用がかかるというような話がありますので、現在、那須塩原市の状況だと、現実にはやる部分では難しいのかなという形になっているかと思えます。

鈴木委員長 櫻田委員。

櫻田委員 基本的に、スポーツに貴賤をつけては

だめだと思うんですね。今の言い方だと、金がないからできないと聞こえますよ。じゃなくて、前向きに考えたことがあるのかというのが一番大事だと思うんだよ。やはり、高柳に陸上の運動公園があると思うんですね。ありますよね。

〔「はい」と言う人あり〕

櫻田委員 （駅伝に関する施策について）

鈴木委員長 ほかにありますか。

それでは、スポーツ振興課のほうで何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

鈴木委員長 それでは、終了になりますけれども、私のほうから一言言わせていただきます。

今回の議案第15号 那須塩原市ホースガーデン条例の制定については、今回は通します。しかし、というところで、とめます。ましてや、我々、暫時休憩もしました。また、暫時休憩を2回もやって、約40分、50分近く議員間討議をやった上での結果です。そういうことを考えるならば、委員会に対してのスポーツ振興課の姿勢が甘いと言わざるを得ません。もっと真剣に、櫻田委員が言うように、那須塩原市の本当にスポーツの発展というものを考えるのならば、もっと真剣になって取り組んでもらいたい。少し委員会を甘く見ているんじゃないのかと。そのぐらいに感じています。さっきも言いましたように、暫時休憩をとって、議員間討議をやって皆さんの合意を得ました。そういう部分もしっかりと肝に銘じてやっていただきたい。そのように思います。繰り返しになるけれども、もっと真剣に、那須塩原市の発展ということを本当に胸に刻んで取り組んでいただきたい。そのように思います。

これで教育部の本定例会における審査は終了とします。

皆さんから何かございますか、教育部全体とい

う形の中で。

部長のほうから。

伴内教育部長 本日は大変ありがとうございます。

ただいま委員長から最後にお言葉をいただきました。私どもとしても、本日いただいたご指摘等も含めて、今後十分に誠心誠意頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございます。

鈴木委員長 ありがとうございます。

あわせて言うならば、教育委員常任委員会、教育委員会事務局の中には、本当に我々、必死になってこの2年間、研修をやってきました。本当に委員の皆様がいたからです。そういうこともしっかりと耳に置いて、これからも教育行政をやっていただきたいと思っております。

すみません、最後に。申しわけないです。

以上で本日の予定を終了いたします。

当委員会の審査報告書につきましては、本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださいませよう重ねてお願いいたします。

それでは、皆様から何かありますか。

なければ、以上で終わりにしますけれども。

〔発言する人なし〕

鈴木委員長 なければ、執行部の皆さん、ご退席。

本日はきょうは大変にありがとうございました。

〔執行部退席〕

閉会の宣告

鈴木委員長 それでは、これもちまして委員会を閉会とさせていただきます。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時48分

その他

鈴木委員長 それでは、その他に移りますけれども、事務局のほうから連絡お願いいたします。

増田議事課長補佐 (事務連絡について)